

新規上場申請のための有価証券報告書  
( I の部)

株式会社フィットクルー

# 目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1. 主要な経営指標等の推移 .....	1
2. 沿革 .....	3
3. 事業の内容 .....	4
4. 関係会社の状況 .....	5
5. 従業員の状況 .....	6
第2 事業の状況 .....	7
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 .....	7
2. サステナビリティに関する考え方及び取組 .....	9
3. 事業等のリスク .....	10
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	13
5. 経営上の重要な契約等 .....	19
6. 研究開発活動 .....	19
第3 設備の状況 .....	20
1. 設備投資等の概要 .....	20
2. 主要な設備の状況 .....	21
3. 設備の新設、除却等の計画 .....	22
第4 提出会社の状況 .....	23
1. 株式等の状況 .....	23
2. 自己株式の取得等の状況 .....	31
3. 配当政策 .....	32
4. コーポレート・ガバナンスの状況等 .....	33
第5 経理の状況 .....	42
1. 財務諸表等 .....	43
(1) 財務諸表 .....	43
(2) 主な資産及び負債の内容 .....	83
(3) その他 .....	85
第6 提出会社の株式事務の概要 .....	89
第7 提出会社の参考情報 .....	90
1. 提出会社の親会社等の情報 .....	90
2. その他の参考情報 .....	90
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	91
第三部 特別情報 .....	92
第1 連動子会社の最近の財務諸表 .....	92
第四部 株式公開情報 .....	93
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況 .....	93
第2 第三者割当等の概況 .....	95
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容 .....	95
2. 取得者の概況 .....	97
3. 取得者の株式等の移動状況 .....	97
第3 株主の状況 .....	98
[監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年11月10日
【会社名】	株式会社フィットクルー
【英訳名】	Fitcrew Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鹿島 紘樹
【本店の所在の場所】	大阪市西区靱本町一丁目13番9号
【電話番号】	06-6131-9937
【事務連絡者氏名】	常務取締役 矢野 佑樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区靱本町一丁目13番9号
【電話番号】	06-6131-9937
【事務連絡者氏名】	常務取締役 矢野 佑樹

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
売上高 (千円)	240,381	666,631	1,178,193	1,768,094	2,454,420
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△85,831	△60,731	△15,109	79,674	109,845
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△62,492	△47,152	△31,498	33,215	44,289
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	3,000	43,000	93,000	100,000	48,000
発行済株式総数 普通株式 (株) A種優先株式 A1種優先株式	60 — —	700,000 — —	700,000 88,496 —	675,000 277,987 12,500	675,000 277,987 12,500
純資産額 (千円)	△4,639	28,208	96,709	329,925	350,214
総資産額 (千円)	308,410	509,870	774,649	1,269,360	1,820,642
1株当たり純資産額 (円)	△77,317.48	40.30	△4.70	341.72	370.41
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△1,041,536.37	△71.58	△45.00	34.88	46.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△1.5	5.5	12.5	26.0	19.2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	15.6	13.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	169,290	348,665
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△189,006	△172,097
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	274,851	175,079
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	464,737	816,384
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	41 (8)	100 (1)	160 (1)	212 (1)	250 (2)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

7. 第6期から第8期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 第6期から第8期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。
10. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を第8期の期首から適用しており、第8期からの主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。
11. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（アルバイト）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
12. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、三優監査法人の監査を受けております。  
なお、第6期から第8期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査を受けておりません。
13. 当社は、2021年1月5日開催の取締役会決議により、2021年2月1日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
14. 当社は、2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しておりますが、第9期の期首に当該株式転換が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
15. 当社は、2025年8月27日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
16. 当社は、2021年2月1日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割、2025年8月22日付で全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。  
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割、第8期の期首に当該株式転換が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。  
なお、第6期、第7期及び第8期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、三優監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
1株当たり純資産額 (円)	△7.73	40.30	122.65	341.72	370.41
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△104.15	△71.58	△45.00	34.88	46.13
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

## 2 【沿革】

当社は、創業者である鹿島紘樹が整骨院を開業したところからスタートしました。様々なお客様と接する中で、多くの方が身体不調の問題を抱えており、健康障害を事前に防ぐ「予防的ヘルスケア」が重要であるとの考えに至り、施設内にトレーニング機器を設置し予防治療としてのトレーニングサービスの提供を開始しました。その後、社会全体を明るくすることを目的に、女性の健康と美を追求するパーソナルトレーニングジムを開業、株式会社トライアス（現当社）を創業しました。

当社設立以降の主な沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
2015年1月	大阪市北区に株式会社トライアス（現 株式会社フィットクルー）を設立
2015年1月	女性専用のパーソナルトレーニングジム「UNDEUX SUPERBODY」として、堺筋本町（大阪市中央区）スタジオを初出店
2018年4月	パーソナルトレーナー養成スクール プロジムとして、梅田校（大阪市北区）を初開校
2021年4月	東京都渋谷区に東京オフィス兼研修所開設
2021年7月	もっと身近に、手軽にサービスをご利用頂ける「UNDEUX SUPERBODY LIFE」として、町田スタジオ（東京都町田市）を初出店
2022年2月	株式会社フィットクルーに商号変更
2022年6月	大阪市西区に本社移転
2022年10月	ヘルスケア専門のパーソナルトレーニングジム「Dr.plus Fit」として、高槻スタジオ（大阪府高槻市）を初出店
2024年5月	東京都目黒区に東京オフィス及びフィットクルー・トレーニングセンター移転

### 3 【事業の内容】

当社は「フィットネスで社会を明るくする」を企業理念とし、パーソナルトレーニングジムの運営、パーソナルトレーナー養成スクールの運営を直営展開しており、その対価を得ております。

「顧客の望みを叶える」を我々の果たすべき使命とし、トレーナーの多くは正社員として雇用し、技術だけではなく理念やミッションの教育を徹底し、全店舗で質の高いサービスを提供できるよう努めております。

当社はパーソナルトレーニングジムを運営するフィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に変えて事業ブランド別の記載としております。

ブランド	ブランドコンセプト・特長
UNDEUX SUPERBODY UNDEUX SUPERBODY LIFE	<p>「女性の健康と美で社会を明るくする」を事業コンセプトに掲げ、女性専用のパーソナルトレーニングジムUNDEUX SUPERBODYブランドで全国展開をしております。妊娠、出産、更年期等、ライフステージの変化による女性特有の健康問題解決に着目し、トレーニングだけではなく、管理栄養士による食事指導や宅配食サービス等、体内からの体質改善サポートをサービスに取り入れております。</p> <p>駅から徒歩5分圏内を自安に出店することにより、利便性を高め来店に対する負担を軽減しております。トレーニングジムを辛く苦しい運動をする場所ではなく、なりたい自分に近づく姿を見るのが楽しみな場所になるよう、店舗設備にもこだわり、出店地域に合わせた内装デザインで、多くの女性に選ばれる施設づくりに注力しております。</p> <p>全ブランドに共通して、社内研修や当社のスクール事業「プロジェクト」と連携し、全トレーナーへの定期的な研修や資格取得のサポートを行い、お客様に提供するトレーニングの品質を保っております。</p> <p>UNDEUX SUPERBODYでは、短期集中で身体を変える集中コースと、集中コース終了後のリバウンド防止や運動習慣の継続等を目的とした月額制のアフターコースを提供しております、美容・健康意識が高い若年女性を主なターゲットとしております。</p> <p>UNDEUX SUPERBODY LIFEは、コンセプトはUNDEUX SUPERBODYと同じですが、郊外を中心に展開し、長く通っていただくことを目的とし、初期料金を抑えた月額制の料金体系でサービスを提供しており、幅広い若年女性を主なターゲットとしております。</p>
Dr. plus Fit	<p>「健康問題をトレーニングと栄養指導で解決する」を事業理念に掲げ、いつまでも健康であり続けるために運動と栄養指導でサポートするトレーニングジム業態です。</p> <p>医師が監修したプログラムにより生活習慣の乱れによる不調、肩や腰の負担の軽減、全身運動・ストレッチ等による若々しい体づくりといった健康寿命の延伸からダイエット・ボディメイク等幅広いお客様に対応することを目的しております。</p> <p>Dr. plus Fitは、性別に関係なくご利用いただけるサービスであり、月額制の料金体系でサービスを提供しており、若年からミドルシニアの幅広い男女をターゲットしております。</p>
プロジェクト	<p>「一流のパーソナルトレーナーになる。稼げるパーソナルトレーナーになる。そのために必要なことは、ここで全て教える。」を事業コンセプトとし、トレーナーを目指す男女を対象とした「プロジェクト」ブランドでパーソナルトレーナー養成スクールを全国展開しております。</p> <p>パーソナルトレーニングジム運営をしている当社ならではのノウハウを活かし、コース期間は6か月で、トレーニング知識だけではなく、栄養学、接遇、お客様へのカウンセリング等顧客獲得の為の営業手法も授業内容に学べるよう組み込んでおります。</p> <p>さらに、オプションであるNSCA対策講座では、パーソナルトレーナーに関する資格であるNSCAの資格取得に向けた授業を行っております。</p>

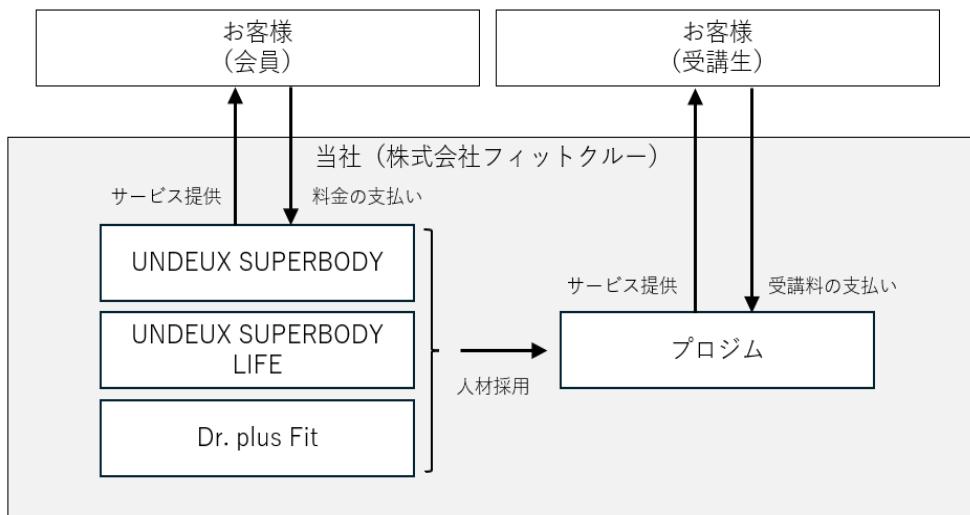
### ブランド別店舗数推移

ブランド	新規出店方針			店舗数推移		
	出店立地	運営	ターゲット	2023/11期	2024/11期	2025/11期 3Q実績
UNDEUX SUPERBODY	都心部	直営	美容・健康意識が高い若年女性	26	31	31
UNDEUX SUPERBODY <sup>TM</sup>	注力 地方都市+郊外		幅広い若年女性	3	8	14*
Dr. plus Fit	注力 郊外中心		若年からミドルシニアの幅広い男女	3	3	4
ZOZU	都心部+地方都市		トレーナーを目指す男女	4	4	4
計				36	46	53

\* 2025年7月にUNDEUX SUPERBODYからブランド変更した4店舗を含む

### [事業系統図]

当社の主要な事業系統図は以下のとおりであります。



### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
272 (2)	27.9	2.0	3,977

- (注) 1. 当社は、フィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（アルバイト）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (注) 2	労働者の男女の賃金の差異（注）1		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
47.1%	25.0%	88.2%	91.1%	154.6%

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したもの  
であります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規  
定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成  
3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

## 第2【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1)会社の経営方針、経営戦略等

当社は、「フィットネスで社会を明るくする」を企業理念として掲げ、パーソナルトレーニングを通じて、一人一人のお客様のお悩みに向き合い、お客様と一緒に改善に取り組み、心身共に健康で笑顔溢れる社会づくりに貢献すべく事業活動に取り組んでおります。

企業理念を実現するため、当社の存在意義を「顧客の望みを叶える」とし、女性専用のパーソナルトレーニングジム「UNDEUX SUPERBODY」、もっと身近に、手軽にサービスをご利用頂ける「UNDEUX SUPERBODY LIFE」、ヘルスケア専門のパーソナルトレーニングジム「Dr. plus Fit」を展開しております、また、パーソナルトレーナーの育成を行う「プロジェクト」を展開しております。このような複数のサービスを展開することで、社会にフィットネスを普及させ、社会を明るくすることに貢献してまいります。

具体的な経営戦略としては、「UNDEUX SUPERBODY LIFE」を地方都市・郊外に出店し、「日常にトレーニングを取り込みたい」ライトユーザーの獲得を目指してまいります。あわせて、「Dr. plus Fit」についても郊外を中心とした多店舗展開を進めていき、郊外在住のミドルシニア世代の健康意識の高まりを捉えて、「Dr. plus Fit」の業態構築に取り組んでまいります。さらに、長期戦略として、変化していくニーズにあわせた新規ブランド・サービスの展開により新たな顧客ニーズの開拓も進めてまいります。加えて、これらの新規出店戦略、顧客ニーズの開拓を支える土台として、当社のプランディング、マーティング及び採用・人材育成に係るノウハウを活かしたブランド力の向上、高い顧客満足度を背景に、会員数増加と顧客のロイヤルカスタマー化によるLTV拡大（物販売上の拡大含む）を図ってまいります。

#### (2)経営環境

当社を取り巻く経営環境は、新型コロナウィルス感染症の影響は緩やかに持ち直しているものの、世界的な原材料、エネルギー資源の高騰や長期化する円安の影響から物価高騰が進むなど不透明な状況が継続しております。当社が属するフィットネス業界においては、コロナ禍を経て国民の健康志向の高まり、新業態による低価格帯ジムが急拡大している一方で、フィットネスクラブの倒産が急増していることから、他社との差別化による顧客のニーズに合ったサービスを提供していくことが求められております。

#### (3)経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、継続的に事業を拡大するために、成長性と収益性が重要だと認識し、企業価値の向上に努めています。企業価値向上の判断にあたっては、重要な経営指標として売上高、営業利益率及び店舗数を重視し、収益力の向上及び堅実な経営基盤の構築に努めています。

#### (4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき、最善の経営戦略を立案し、企業価値を最大限に高めることに努めています。今後より一層の事業拡大を推進し、より良いサービスを実現するためには、様々な課題に対処していくことが必要であり、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

##### ①認知度の向上と新規顧客数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの認知度を向上させ、新規顧客を継続的に獲得していくことが必要不可欠であると認識しております。認知度の向上と新規顧客獲得のため、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

##### ②新規出店及びエリアの拡大による事業拡大

当社は、企業理念である「フィットネスで社会を明るくする」を実現し、事業規模を拡大していくため、継続的な新規出店が重要であると考えております。これまでの新規出店に関するノウハウを活かした出店戦略に基づく新規出店により、収益性を高めてまいります。

##### ③人材の確保

今後の更なる事業拡大を目指す上で、人材の獲得及び育成は最重要事項の一つと考えております。人材獲得競争は今後も厳しい状況が続くと思われますが、教育研修制度の整備、福利厚生の充実を図っていくとともに、多様な働き方に対応できる労務環境づくりの推進、人事評価制度の見直し等を通じた従業員にとって働きやすい体制の構築を進め、当社の経営方針に共感した優秀な人材の確保に向けた施策を進めてまいります。

##### ④内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、法令遵守にとどまらない内部管理体制の充実が不可欠であると認

識しております。当社の急速な事業規模拡大に伴い、従来にも増して各種事業リスクの発生が想定され、これらのリスクを未然に防ぐ必要があります。そのために役職員のコンプライアンス意識の向上、各部門の取引態様に則した内部管理体制を構築するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

#### ⑤財務基盤の強化

当社は、今後も継続的にトレーニングジムの出店を計画しており、そのために必要な設備投資資金を安定的に確保することが最重要事項の一つとして考えております。複数の金融機関との継続的取引を通じた安定調達、財務の安全性を高める諸施策の実施による財務基盤の強化に努め、安定的かつ機動的な資金調達を進めてまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社は代表取締役社長自らサステナビリティ推進の責任者となり、サステナビリティ関連のリスクを、事業を取り巻く様々なリスクの1つと見なして、リスク・コンプライアンス委員会において、リスク及び機会の識別、評価や優先順位付け等について協議しております。リスク・コンプライアンス委員会の協議結果は、取締役に報告し、取締役会による監督を受けております。

### (2) 戦略

当社の持続可能な成長を実現するためには、人材の確保と育成が重要であると考えており、人材の確保、育成のための各種制度の整備ならびに社内外の機会を捉えた社員教育、職場環境の整備をさらに進めてまいります。人的資本の拡充のための具体的な施策としては、有給取得率向上を目指した有給取得奨励日の設定、従業員のワークライフバランスを実現しやすい勤務体系の設定やフレックス制度を導入しております。また、資格取得に対する職務手当の支給や動画研修等による従業員のスキルアップを図る取組みを行っております。さらに、勤務時間のモニタリングによる長時間労働の防止等、健康的な働き方を推進する様々な施策を実施しております。

また当社では、女性社員の活躍促進、従業員を主体とした育児と仕事を両立できる職場環境づくりを推進しており、女性活躍推進法に基づく「えるぼし（3段階目）」認定を取得しております。

### (3) リスク管理

当社は、企業活動におけるリスク管理を重視しており、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク・コンプライアンス基本規程」にてリスク管理に関する必要な事項を定めております。

また、取締役会や経営会議等を通じて、リスクの識別、優先的に対処すべきリスクの絞り込みについて協議しており、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査室及び監査等委員会による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止に努めています。なお、人材の確保と育成に関するリスクの内容については、「3 事業等のリスク（2）人材の確保・育成」をご参照ください。

サステナビリティ関連の機会の識別、評価や優先順位付けは、経営会議にて実施し、重要と認識した機会については取締役の協議を経て戦略、計画に反映し、取締役会へ報告、監督してまいります。

### (4) 指標及び目標

当社は、「(2) 戦略」において記載した、人材の育成や社内環境整備を積極的に取り組んでいるものの、本書提出日現在においては、当該指標についての目標を設定しておりません。

今後、企業価値向上に向けたサステナビリティに関する指標及び目標については社内で検討してまいります。

### 3 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式への投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 市場環境の変化（顕在化可能性：小、影響度：中、顕在化時期：特定時期無し）

人々の健康意識向上に伴い、フィットネス市場は、今後より一層、拡大していくことと予想しております。一方で、パーソナルトレーニングジム事業は、他の業界と比較して参入障壁が低く、新規参入が増加し、競争が予想されます。また、当社のサービスは、一般消費者を顧客としており、景気の動向や流行、顧客の嗜好の変化により需要動向が変化します。

当社は、パーソナルトレーニングジムを専業として長年築いてきたノウハウを活用し、顧客の望みを叶えるサービスを提供することにより、競争優位性を維持できると考えておりますが、市場環境の著しい変化や競合状態がさらに激化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 人材の確保・育成（顕在化可能性：中、影響度：中、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、パーソナルトレーニングジムの運営を行っており、今後の事業拡大に対応するためには、人材の確保及び育成が不可欠であります。採用にあたっては、計画的な募集や採用活動の拡充に取り組むことで、新卒社員、中途社員の確保に努めています。人材育成については採用後一定期間を研修期間とし、座学及び実技の両面から、店舗運営に必要な知識・技能が身につけられるようカリキュラムを組んでおります。さらに、事業の拡大のためには、各店舗責任者や管理者の育成も重要と考えており、年間教育計画に沿って育成を実施しております。

しかしながら、採用競争が激化し、当社の求める人材が確保、育成ができなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 新規出店による事業拡大に関するリスク（顕在化可能性：中、影響度：中、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、さらなる事業拡大のため、新店出店による事業展開を行っていく計画です。出店にあたっては、最寄り駅の乗降者数、周辺人口、競合店調査、賃借物件情報等から、収益計画及び投資回収期間を見積り、綿密な調査を実施した上で出店候補地を選出し、新規出店の意思決定をしております。しかしながら、出店候補地が確保できない場合の他、出店後集客が計画通りに進まなかつた場合、出店後に周辺環境の変化があつた場合等により、新規店舗の売上・利益が計画通りにならない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 広告宣伝による集客に関するリスク（顕在化可能性：中、影響度：中、顕在化時期：特定時期無し）

当社はインターネット広告をメインの集客方法として、新規顧客を獲得しております。当社のマーケティングに関するノウハウを活かし、また、日次での広告成果の確認を行い、迅速に対応できる体制を整えるとともに、リファーラル等、インターネット広告に頼らない集客についても注力しておりますが、広告宣伝効果が想定を下回った場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 店舗内での事故（顕在化可能性：小、影響度：小、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、トレーニング施設の運営にあたり、お客様及び従業員の安全を第一に考え、万全の配慮をいたしており、また、店舗内で発生する事故に関し、損害賠償責任保険に加入しております。しかしながら、当社が運営する店舗内で事故が発生し、損害賠償請求額が保険金額を超えた場合、当該超過額については、当社が負担する可能性があります。また、このような事故により当社の信用度及びイメージが低下した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) ハラスメントの発生リスク（顕在化可能性：小、影響度：大、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、パーソナルトレーニングジムの運営を行っております。全従業員に対して、ハラスメント研修を行うとともに、各トレーニングブースにおいて監視カメラを設置し、また、お客様相談窓口を設置する等の対策を実施しております。しかしながら、パワーハラスメント行為やセクシャルハラスメント行為、その他のハラスメントが発生することにより、お客様の身体的・精神的悪影響の他、社会的事件となることで当社の信用度及びイメージが低下した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7)M&Aによる事業拡大について（顕在化可能性：小、影響度：小、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、事業規模の拡大や新業態の展開による企業価値向上の加速のため、戦略的なM&Aを事業展開の選択肢の一つとしております。M&Aを行う際には、当社とのシナジーを分析するほか、対象企業の事業内容や財務内容、契約関係等について外部専門家の助言を含めたデューデリジェンスを実施すること等により、各種リスクの低減に努めております。しかしながら、M&A後に偶発債務や未認識債務等が発覚した場合や、M&A後の事業の統合又は事業の展開等が計画通りに進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8)法的規制等について（顕在化可能性：小、影響度：中、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、国内で事業展開をしていく上で、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報保護法、消防法、下請法等様々な法的規制の適用を受けております。これらの法的規制を含む各種法令を遵守するため、役職員への定期的な研修を実施するとともに、リスク管理やコンプライアンスに関する審議等を行うリスク・コンプライアンス委員会を設置し、管理部門を中心とした遵守体制の整備・強化に努めております。また、事業内容や法規制の変更に迅速に対応するため、外部専門家との連携も強化しております。しかしながら、これらの法規制に抵触する行為が発生した場合や法律、規制等が改正又は新たな法令等が制定され、当社事業が制限を受けた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9)個人情報の取り扱いについて（顕在化可能性：小、影響度：中、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、事業運営に際し、お客様、従業員等その他関係者の個人情報を保有しております。当社では、個人情報を適切に取り扱う体制の整備にあたりプライバシーマークを取得しております。また、個人情報に関する規程を定め、社員教育の他、内部監査室による定期的なチェックを実施し、管理の徹底を図っております。しかしながら、不測の事態により、顧客情報が外部へ流出した場合、社会的信頼の失墜や、損害賠償請求等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10)インターネット等による風評被害について（顕在化可能性：小、影響度：中、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、インターネット上の書き込みを定期的に分析し、当社に対する風評被害に発展するような書き込みの有無を検証し、風評被害の発生に対応しております。しかしながら、昨今のSNSの発展により根拠の無い風評被害が生じた場合には、当社の信頼性が損なわれる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11)感染症の流行（顕在化可能性：小、影響度：中、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、多くのお客様に安心してご利用頂けるよう、使用後のトレーニング機器の消毒・清掃を徹底する等、環境の整備及び社員教育を徹底しております。しかしながら、新たな感染症等が流行し、入会者数が計画通り獲得できない場合、休会や退会をされる方が増加し利用者数が計画通りにいかない場合、あるいは従業員の欠勤者が増加する場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12)自然災害（顕在化可能性：小、影響度：中、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、首都圏を中心、全国的に出店を行っております。地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電等が発生した場合において、お客様や従業員の人命確保の他、緊急時における被災状況の情報収集体制の確立等の対応を進めてまいりますが、大規模な災害が発生した場合には、事業運営に支障をきたし、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13)システム障害（顕在化可能性：小、影響度：中、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、店舗の予約管理、顧客管理システム等の店舗運営に係る業務や勤怠管理、会計業務等についてシステムを活用して行っています。ウイルス対策や定期的なデータバックアップ取得等の対策を講じてますが、自然災害や情報機器の故障、その他ネットワーク障害等の不測の事態が生じた場合には、業務に支障をきたすこととなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14)固定資産の減損（顕在化可能性：小、影響度：小、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、事業運営にあたり、全国的に店舗展開を行っており、内装工事の他、トレーニングマシン等の設備投資を行っております。新規出店時には出店計画に基づく分析を行った上で出店をおこなっておりますが、店舗の収益性が低下し、有形固定資産の減損処理が必要となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 差入保証金の回収について（顕在化可能性：小、影響度：小、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、店舗の賃貸借契約の締結にあたって、賃貸人に保証金を差し入れております。賃貸人の財政状態が悪化し、差入保証金の一部又は全部が返還不能となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 繰延税金資産について（顕在化可能性：中、影響度：中、顕在化時期：特定時期無し）

当社は、将来の課税所得に関する予測・仮定を基に個別に繰延税金資産の計上・取崩しを行う方針であり、賃上げ促進税制の繰越控除制度の適用を前提として、第11期中間会計期間において29,440千円の繰延税金資産を計上しております。これにより、2025年11月期は一時的に法人税等負担率が法定実効税率よりも減少する予定ですが、2026年11月期以降は課税所得に対して通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課されることとなり、当期純利益に影響を及ぼす可能性があります。また、課税所得の予測・仮定が変更され、繰延税金資産の全部又は一部が回収できないと判断された場合にも、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

###### ①財政状態の状況

第10期事業年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

###### (資産)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末と比べて412,814千円増加し、1,062,666千円となりました。これは主に、現金及び預金が351,647千円、売掛金が37,323千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比べて138,467千円増加し、757,975千円となりました。これは主に、建物附属設備が54,843千円、差入保証金が38,451千円増加したことによるものであります。

以上の結果、資産合計は、前事業年度末に比べて551,281千円増加し、1,820,642千円となりました。

###### (負債)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末と比べて304,351千円増加し、856,451千円となりました。これは主に、短期借入金が50,100千円減少したものの、契約負債が125,736千円、未払金が80,039千円増加したことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比べて226,640千円増加し、613,976千円となりました。これは主に、長期借入金が191,441千円、資産除去債務が41,570千円増加したことによるものであります。

以上の結果、負債合計は、前事業年度末に比べて530,991千円増加し、1,470,427千円となりました。

###### (純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ20,289千円増加し、350,214千円となりました。これは主に、当期純利益の計上により利益剰余金が44,289千円増加し、自己株式の取得により24,000千円減少したことによるものであります。

第11期中間会計期間（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

###### (資産)

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末と比べて137,231千円減少し、925,434千円となりました。これは主に、売掛金が92,668千円増加したものの、現金及び預金が229,391千円減少したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比べて42,840千円増加し、800,815千円となりました。これは主に、建物附属設備が39,639千円、繰延税金資産が29,440千円増加したものの、建設仮勘定が28,957千円減少したことによるものであります。

以上の結果、資産合計は、前事業年度末に比べて94,391千円減少し、1,726,250千円となりました。

###### (負債)

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末と比べて147,971千円減少し、708,479千円となりました。これは主に、契約負債が72,868千円、未払金が21,939千円、未払法人税等が21,418千円、未払消費税等が14,154千円減少したことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比べて46,548千円減少し、567,428千円となりました。これは主に、資産除去債務が11,592千円増加したものの、長期借入金が45,287千円、繰延税金負債が11,620千円減少したことによるものであります。

以上の結果、負債合計は、前事業年度末に比べて194,519千円減少し、1,275,907千円となりました。

###### (純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末と比べて100,128千円増加し、450,342千円となりました。これは、中間純利益を100,128千円計上したことによるものであります。

第11期第3四半期累計期間（自 2024年12月1日 至 2025年8月31日）

###### (資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末と比べて76,393千円減少し、986,273千円となりました。これは主に、売掛金が157,565千円増加したものの、現金及び預金が241,191千円減少したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比べて55,959千円増加し、813,934千円となりました。これは主に、建物附属設備が40,595千円、繰延税金資産が44,820千円増加したものの、建設仮勘定が30,827千円減少したことによるものであります。

#### (負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末と比べて104,056千円減少し、752,394千円となりました。これは主に、契約負債が44,015千円、未払費用が23,945千円、未払法人税等が23,154千円、短期借入金が15,700千円減少したことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比べて72,035千円減少し、541,940千円となりました。これは主に、資産除去債務が11,795千円増加したものの、長期借入金が70,352千円、繰延税金負債が11,620千円減少したことによるものであります。

#### (純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末と比べて155,658千円増加し、505,872千円となりました。これは、四半期純利益を155,658千円計上したことによるものであります。

#### ②経営成績の状況

##### 第10期事業年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

「フィットネスで社会を明るくする」という企業理念のもと、パーソナルトレーニングを通じて、お客様のお悩みに向き合い、お客様と一緒に改善に取り組み、心身共に健康で笑顔溢れる社会づくりに貢献すべく事業活動に取り組んでおります。企業理念を実現するため、当社の存在意義を「顧客の望みを叶える」とし、女性専用のパーソナルトレーニングジム「UNDEUX SUPERBODY」を5店舗、より幅広い層に訴求するサービス形態である「UNDEUX SUPERBODY LIFE」を5店舗、合計10店舗の新規出店を行い、当事業年度末時点のパーソナルトレーニングジムの総店舗数は42店舗となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,454,420千円（前年同期比38.8%増）、営業利益は112,922千円（前年同期比44.9%増）、経常利益は109,845千円（前年同期比37.9%増）、当期純利益は44,289千円（前年同期比33.3%増）となりました。

なお、当社はフィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### 第11期中間会計期間（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や、インバウンド需要、企業の設備投資等の増加により、緩やかな回復基調を維持しました。一方で、人員不足、食料品価格の上昇等の課題は引き続き影響を与えています。また、米国大統領による関税の引上げや中東地域をめぐる情勢、資源価格の高騰や円安による物価高騰等、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社は「フィットネスで社会を明るくする」という企業理念のもと、パーソナルトレーニングを通じて、お客様のお悩みに向き合い、お客様と一緒に改善に取り組み、心身共に健康で笑顔溢れる社会づくりに貢献すべく事業活動に取り組んでおります。企業理念を実現するため、当社の存在意義を「顧客の望みを叶える」とし、女性専用のパーソナルトレーニングジム「UNDEUX SUPERBODY」を4店舗、より幅広い層に訴求するサービス形態である「UNDEUX SUPERBODY LIFE」を2店舗、合計6店舗の新規出店を行い、当中間会計期間末時点のパーソナルトレーニングジムの総店舗数は48店舗となりました。また、当中間会計期間において、賃上げ促進税制の繰越控除制度の適用を前提として、29,440千円の繰延税金資産を計上したこと等により、法人税等調整額を△41,060千円計上しております。

以上の結果、当中間会計期間における経営成績は、売上高は1,348,551千円、営業利益は85,124千円、経常利益は83,850千円、中間純利益は100,128千円となりました。

なお、当社はフィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### 第11期第3四半期累計期間（自 2024年12月1日 至 2025年8月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境及び企業収益の改善などにより、国内景気は緩やかな回復基調が続く一方、欧州や中東での紛争による原材料価格高騰、物価上昇及び、米国大統領による関税引上げなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は「フィットネスで社会を明るくする」を企業理念として掲げ、パーソナルトレーニングを通じて、お客様のお悩みに向き合い、お客様と一緒に改善に取り組み、心身共に健康で笑顔溢れる社会づくりに貢献すべく事業活動に取り組んでおります。企業理念を実現するため、当社の存在意義を「顧客の望みを叶える」とし、女性専用のパーソナルトレーニングジム「UNDEUX SUPERBODY」を4店舗、より幅広い層に訴求するサービス形態であるパーソナルトレーニングジム「Dr. plus Fit」を1店舗、合計7店舗の新規出店を行い、当第3四半期会計期間末時点の総店舗数は49店舗となりました。また、当第3四半期累計期間において、賃上げ促進税制の繰越控除制度の適用を前提として、41,072千円の繰延税金資産を計上したこと等により、法人税等調整額を△41,072千円計上しております。

整額を△56,440千円計上しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は2,127,326千円、営業利益は152,101千円、経常利益は149,677千円、四半期純利益は155,658千円となりました。

なお、当社はフィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### ③キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して351,647千円増加し、816,384千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、348,665千円（前事業年度は169,290千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益86,344千円、減価償却費76,420千円、減損損失20,687千円、売上債権の増加額37,323千円、契約負債の増加額125,736千円、未払金の増加額67,617千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、172,097千円（前事業年度は189,006千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出130,778千円及び差入保証金の差入による支出41,090千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、175,079千円（前事業年度は274,851千円の収入）となりました。これは主に、短期借入金の純減額50,100千円、長期借入金の返済による支出148,751千円、自己株式の取得による支出24,000千円、長期借入れによる収入400,000千円があったことによるものであります。

第11期中間会計期間（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、586,993千円となり、前事業年度末に比べて229,391千円減少しました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、102,044千円となりました。これは主に、税引前中間純利益83,850千円の計上、売上債権の増加額92,668千円、契約負債の減少額72,868千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、68,669千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出62,107千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、58,677千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出147,611千円、長期借入れによる収入90,000千円によるものであります。

### ④生産、受注及び販売の実績

#### a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

#### b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

第10期事業年度、第11期中間会計期間及び第11期第3四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

なお、当社はフィットネス関連事業の単一セグメントであるため、サービス区分別に記載しております。

サービスの名称	第10期事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)		第11期中間会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)		第11期第3四半期累計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年8月31日)	
	金額 (千円)	前期比 (%)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
パーソナルトレーニング収入	2,224,700	41.7	1,212,618		1,911,715	
スクール収入	71,722	△6.8	37,144		55,680	
物販収入	142,032	25.4	80,593		129,137	
その他	15,964	102.6	18,194		30,793	
合計	2,454,420	38.8	1,348,551		2,127,326	

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

財政状態につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績

経営成績につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②経営成績の状況」に記載のとおりであります。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、当社の資金需要のうち、運転資金は店舗賃料や店舗スタッフの人事費等の店舗運営費用の他、販売費及び一般管理費等、設備資金は店舗の設備投資等によるものであり、事業上必要な資金は、自己資金、金融機関からの借入れ及び新株発行等により資金調達をしていく方針であります。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

(3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、「売上高」、「営業利益率」及び「店舗数」を重要な経営指標として位置づけております。

各指標の推移は以下のとおりであります。店舗数・会員数の増加に伴いパーソナルトレーニング業態各ブランドの売上高が順調に拡大し、リカーリング収益 (\*) の売上構成比率も拡大基調であり、安定的な収益獲得モデルへと成長しております。成長に応じて、サービス提供に必要なトレーナー数も増加基調となっております。

(\*) UNDEUX SUPERBODYアフターコース、UNDEUX SUPERBODY LIFE、Dr. plus Fitの売上高合計

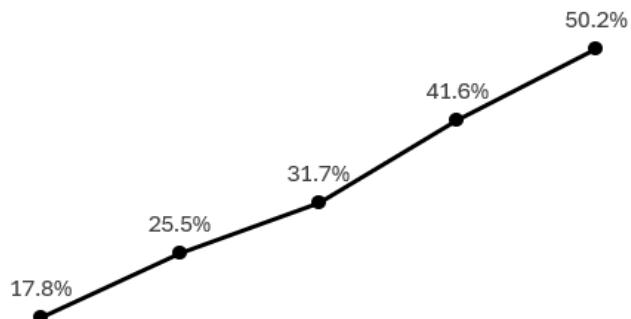
## ブランド別売上高の推移

(単位:千円)

ブランド	21/11期	22/11期	23/11期	24/11期	25/11期 (3Q実績)
UNDEUX SUPERBODY 集中コース	441,168	722,272	1,008,995	1,204,882	843,492
UNDEUX SUPERBODY アフターコース ※1	110,353	253,126	441,346	631,771	565,889
UNDEUX SUPERBODY LIFE ※1	8,147	46,713	74,574	280,058	399,215
<b>Dr.plus Fit</b>	—	531	45,082	107,990	103,119
<b>ZOLLA</b>	70,822	85,530	76,921	71,723	55,680
物販	29,409	63,424	113,295	142,032	129,137
その他※2	6,730	6,595	7,880	15,964	30,793
計	666,631	1,178,193	1,768,094	2,454,420	2,127,326
リカーリング 収益	118,500	300,370	561,002	1,019,819	1,068,223
リカーリング 構成比	17.8%	25.5%	31.7%	41.6%	50.2%
営業利益	▲60,710	▲14,039	77,916	112,922	152,101
営業利益率	—%	—%	4.4%	4.6%	7.1%

※1 短期集中コースの後の、リバウンド防止のためにご利用頂く継続利用を前提としたコース  
 ※2 手数料収入等

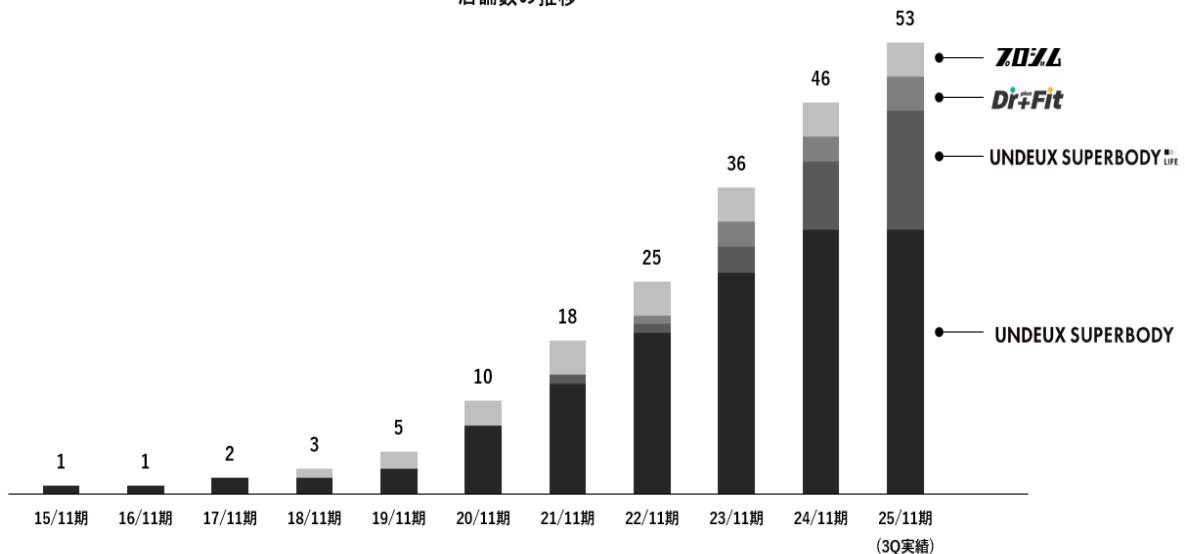
## リカーリング売上比率※の推移



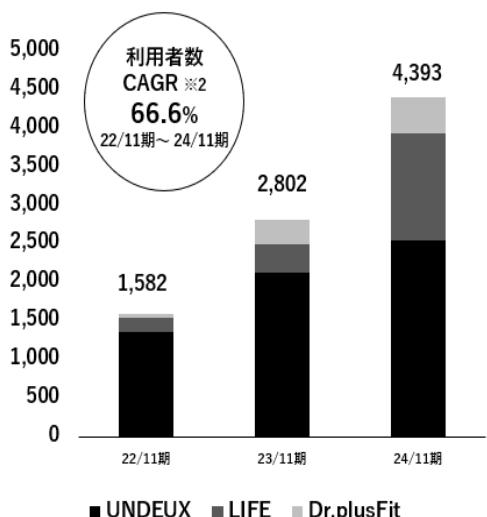
21/11期 22/11期 23/11期 24/11期 25/11期  
(3Q実績)

※ リカーリング売上比率 : UNDEUX SUPERBODYアフターコース、UNDEUX SUPERBODY LIFE、Dr.plus Fitの合計売上高が総売上高に占める比率

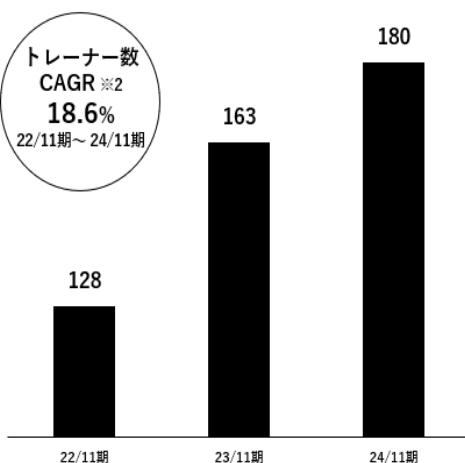
## 店舗数の推移



月額制パーソナルトレーニング利用者数 <sup>※1</sup>



トレーナー数



※1月額制パーソナルトレーニング利用者数とは、UNDEUX SUPERBODYアフターコース、UNDEUX SUPERBODY LIFE、Dr.+Fitの会員のうち無償会員及びモニター会員を除いた会員数を示す  
※2CAGR（年平均成長率）は、22/11期を基準年度として計算している

**5 【経営上の重要な契約等】**

該当事項はありません。

**6 【研究開発活動】**

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第10期事業年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

当事業年度においては、出店エリア拡大を目的とした新規出店等のために、総額で185,437千円の設備投資（差入保証金を含む）を実施しました。また、当事業年度においては20,687千円の減損損失を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（損益計算書関係）」に記載のとおりであります。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はフィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第11期中間会計期間（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

当中間会計期間においては、出店エリア拡大を目的とした新規出店等のために、総額で72,557千円の設備投資（差入保証金を含む）を実施しました。

また、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はフィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第11期第3四半期累計期間（自 2024年12月1日 至 2025年8月31日）

当第3四半期累計期間においては、出店エリア拡大を目的とした新規出店等のために、総額で112,075千円の設備投資（差入保証金を含む）を実施しました。

また、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はフィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## 2 【主要な設備の状況】

2024年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	リース資産 (千円)	建設仮勘定 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪市西区)	本社事務所	3,791	793	6,300	—	716	11,601	24 (-)
東京オフィス及び フィットクルー・ トレーニングセンター (東京都目黒区)	オフィス及び 研修施設	5,783	755	—	—	—	6,538	8 (-)
UNDEUX SUPERBODY (31店舗)	トレーニングジム 施設	331,141	9,267	2,094	28,997	—	371,501	156 (2)
UNDEUX SUPERBODY LIFE (8店舗)	トレーニングジム 施設	122,846	6,074	—	1,169	—	130,089	41 (-)
Dr. plus Fit (3店舗)	トレーニングジム 施設	23,417	643	—	660	—	24,720	17 (-)
プログラム (4校)	トレーナー養成ス クール施設	—	—	—	—	—	—	4 (-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. トレーナー養成スクール施設の建物附属設備の金額については、トレーニングジム施設又はオフィスと同一敷地内のため、トレーニングジム施設又はオフィスに含めて記載しております。
3. 従業員数の( )は、臨時従業員(アルバイト含む)の人員数を外書きしております。
4. 当社は、フィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
5. 上記は全て賃貸物件であり、主な設備の賃料は次のとおりです。

事業所名	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社	本社事務所	8,643
東京オフィス及び フィットクルー・ トレーニングセンター	オフィス及び研修施設	7,300
UNDEUX SUPERBODY (31店舗)	トレーニングジム施設	207,478
UNDEUX SUPERBODY LIFE (8店舗)	トレーニングジム施設	33,622
Dr. plus Fit (3店舗)	トレーニングジム施設	11,473
プログラム (4校)	トレーナー養成スクール施設	13,567

### 3 【設備の新設、除却等の計画】 (2025年9月30日現在)

当社の設備投資については、景気動向、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
UNDEUX SUPERBODY 1 店舗	トレーニングジム 施設	19,867	—	自己資金 又は増資資金	2025年12月	2026年11月	1 店舗
UNDEUX SUPERBODY LIFE 茅ヶ崎スタジオ	トレーニングジム 施設	20,077	—	自己資金 又は増資資金	2025年11月	2025年12月	1 店舗
UNDEUX SUPERBODY LIFE 6 店舗	トレーニングジム 施設	119,205	—	自己資金 又は増資資金	2025年12月	2026年11月	6 店舗
Dr. plus Fit 4 店舗	トレーニングジム 施設	79,470	—	自己資金 又は増資資金	2025年12月	2026年11月	4 店舗

(注) 1. 上記の金額には、不動産の賃貸借に伴う差入保証金が含まれております。

2. 当社は、フィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 1 【株式等の状況】

###### (1) 【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,860,000
計	3,860,000

###### ②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	965,487	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	965,487	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

a. 第1回新株予約権

決議年月日	2021年11月17日
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社取締役 2 当社従業員 10
新株予約権の数（個）※	52,300（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 52,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	800（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年11月18日 至 2031年11月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 800 資本組入額 400
新株予約権の行使の条件 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当てを受けた者（社外協力者を除く）は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</li> <li>・新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。</li> <li>・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は当社取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権行使することができる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

※ 最近事業年度の末日（2024年11月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年10月31日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使に際して払込みを

すべき1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。ただし、新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}}{1}$$

上記算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

b. 第2回新株予約権

決議年月日	2022年11月29日
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社従業員 2 [当社取締役 1、当社従業員 1]
新株予約権の数（個）※	6,000（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 6,000（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,130（注） 2
新株予約権の行使期間※	自 2024年11月30日 至 2032年11月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,130 資本組入額 565
新株予約権の行使の条件※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当てを受けた者は（社外協力者を除く）は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</li> <li>・新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。</li> <li>・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は当社取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権行使することができる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 最近事業年度の末日（2024年11月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。ただし、新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

ii 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

c. 第3回新株予約権

決議年月日	2024年2月28日
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社取締役 1
新株予約権の数（個）※	10,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式10,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,200（注）2
新株予約権の行使期間※	自 2026年3月1日 至 2034年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当てを受けた者（社外協力者を除く）は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</li> <li>・新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。</li> <li>・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は当社取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権行使することができる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

※ 最近事業年度の末日（2024年11月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年10月31日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。ただし、新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げ

る。

- i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価}} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{新規発行前}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前}} \\ \text{額} \qquad \qquad \qquad \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

上記算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額（千円）	資本準備金 残高（千円）
2021年2月1日 (注) 1	普通株式 599,940	普通株式 600,000	—	3,000	—	—
2021年3月26日 (注) 2	普通株式 75,000	普通株式 675,000	30,000	33,000	30,000	30,000
2021年7月14日 (注) 3	普通株式 12,500	普通株式 687,500	5,000	38,000	5,000	35,000
2021年9月17日 (注) 4	普通株式 12,500	普通株式 700,000	5,000	43,000	5,000	40,000
2022年11月30日 (注) 5	A種優先株式 88,496	普通株式 700,000 A種優先株式 88,496	50,000	93,000	50,000	90,000
2022年12月28日 (注) 6	A種優先株式 176,991	普通株式 700,000 A種優先株式 265,487	99,999	193,000	99,999	190,000
2023年2月24日 (注) 7	普通株式 △25,000 A種優先株式 12,500 A1種優先株式 12,500	普通株式 675,000 A種優先株式 277,987 A1種優先株式 12,500	—	193,000	—	190,000
2023年5月1日 (注) 8	—	普通株式 675,000 A種優先株式 277,987 A1種優先株式 12,500	△93,000	100,000	—	190,000
2024年5月1日 (注) 9	—	普通株式 675,000 A種優先株式 277,987 A1種優先株式 12,500	△52,000	48,000	—	190,000
2025年8月22日 (注) 10	普通株式 290,487 A種優先株式 △277,987 A1種優先株式 △12,500	普通株式 965,487	—	48,000	—	190,000

(注) 1. 株式分割（1：10,000）によるものであります。

2. 有償第三者割当

発行価格 800円

資本組入額 400円

割当先 Social Entrepreneur3投資事業有限責任組合 無限責任組合員 PE&HR株式会社、鹿島紘樹

3. 有償第三者割当

発行価格 800円

資本組入額 400円

割当先 株式会社ベルパーク

4. 有償第三者割当

発行価格 800円

資本組入額 400円

割当先 三菱UFJキャピタル8号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社

5. 有償第三者割当

発行価格 1,130円

資本組入額 565円

割当先 サファイア第一号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 サファイアキャピタル株式会社

6. 有償第三者割当

発行価格 1,130円

資本組入額 565円

割当先 サファイア第一号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 サファイアキャピタル株式会社

7. 2023年2月24日開催の定時株主総会の決議により、同日付で普通株式の一部をA種優先株式及びA1種優先株式に転換しております。

8. 2023年2月24日開催の定時株主総会の決議により、資本金を93,000千円減少（減資割合48.2%）し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

9. 2024年2月28日開催の定時株主総会の決議により、資本金を52,000千円減少（減資割合52.0%）し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

10. 2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

(4) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	3	—	—	2	5	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	3,529	—	—	6,125	9,654	87
所有株式数の割 合（%）	—	—	—	36.55	—	—	63.45	100	—

(注) 自己株式20,000株は、「個人その他」に200単元を含めて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 945,400	9,454	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 87	—	—
発行済株式総数	965,487	—	—
総株主の議決権	—	9,454	—

②【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フィットクルー	大阪市西区鞠本町1-13-9 中央ビル1階	20,000	—	20,000	2.07
計	—	20,000	—	20,000	2.07

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

会社法第155条第4号によるA種優先株式、A1種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
株主総会(2024年7月30日)での決議状況 (取得期間2024年8月1日～2025年7月31日)	20,000(上限)	24,000(上限)
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (2024年8月26日)	20,000	24,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
最近事業年度における取得自己株式 (2023年12月1日～2024年11月30日)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 277,987 A1種優先株式 12,500	—

(注) 最近期間において、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 277,987 A1種優先株式 12,500	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（－）	—	—	—	—
保有自己株式数	20,000	—	20,000	—

(注) A種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

### 3 【配当政策】

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剩余金の配当につきましては、業績の推移、財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら剩余金の配当を検討していく方針です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存です。

なお、当社の剩余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本方針としており、その他年1回の中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、期末配当及び中間配当のいずれも取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

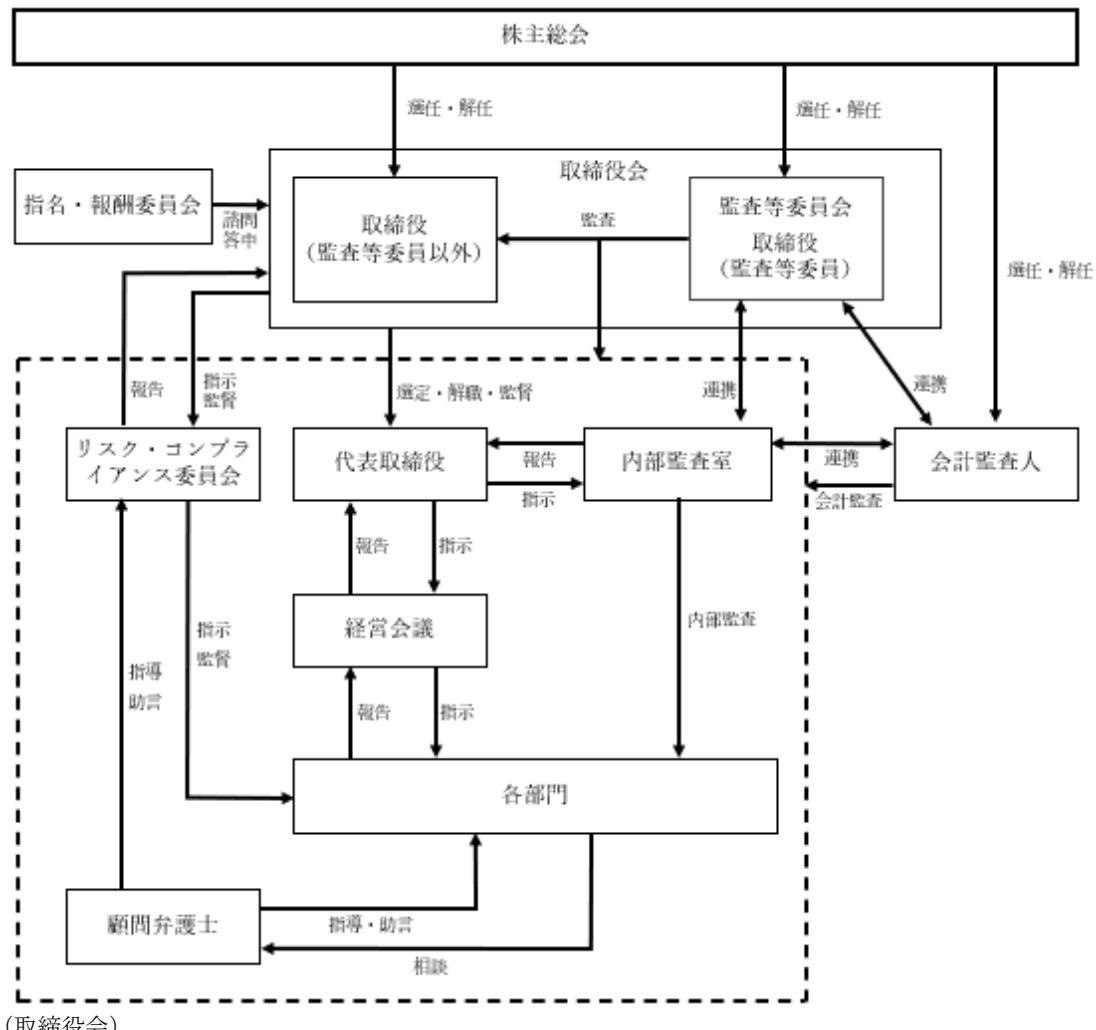
## ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「フィットネスで社会を明るくする」という経営理念に基づいて、企業の社会的責任を果たしながら、株主をはじめとするステークホルダーからの期待に応え、継続的に企業価値の最大化を図ることが重要であると認識しております。企業活動を継続的に推進するため、法令及び社内規程等を遵守し、経営の健全性、透明性及び効率性を向上させることによりコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

## ②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が、取締役会の構成員として議決権を有すること等による、取締役会への監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化のため、機関設計として、監査等委員会設置会社を採用しております。

当社の企業統治のための体制図は以下のとおりです。



（取締役会）  
本書提出日現在における当社の監査等委員でない取締役は、鹿島紘樹、矢野佑樹、大下雅之、森山瑛司、中山寛の5名であります。また、当社の監査等委員である取締役は、正司泰久（社外）、武田定男（社外）、角谷俊輔（社外）の3名で構成されております。

取締役会は原則として毎月1回開催しており、必要に応じて臨時に開催されます。法令又は定款に定められた事項の他、取締役会規程に定める経営に関わる重要事項として、決算に関する事項、業績に関する事項、経営戦略に関する事項等について、決議・報告されており、取締役の業務執行状況を監督しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

なお、最近事業年度における個々の取締役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	開催回数（回）	出席回数（回）
鹿島紘樹（議長）	16	16
大下雅之	16	16
矢野佑樹	16	16
平中崇文	16	16
山田泰生	16	16
杉本有輝 （注）1	10	10
中山美佳 （注）2	4	4
正司泰久 （注）3	12	12
山口要介 （注）4	12	11
武田定男 （注）4	12	12

- (注) 1. 杉本有輝氏は、2024年6月28日をもって取締役を辞任しておりますので、辞任前に開催された最近事業年度中の取締役会の出席状況を記載しております。
2. 中山美佳氏は2024年2月28日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任前に開催された最近事業年度中の取締役会の出席状況を記載しております。
3. 正司泰久氏は、2024年2月28日開催の第9回定時株主総会において、新たに選任されたため、就任以降に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
4. 当社は、2024年2月28日開催の第9回定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置に移行しております。山口要介氏及び武田定男氏は、それ以前に開催した取締役会（4回）については、監査役として出席しております。

#### (監査等委員会)

監査等委員会は、独立社員として指定した監査等委員である社外取締役3名で構成されております。監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と緊密に連携し、監査等委員会が定めた監査の方針及び監査計画に基づく監査を実施しております。また、定例月1回の開催に加え、必要に応じて臨時に開催され、監査の実施状況とその結果について、情報共有、意見交換を行うこととしております。なお、当社は、監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督の監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。

#### (指名・報酬委員会)

指名・報酬委員会は、取締役3名で構成されており、その過半数は原則として社外取締役で構成されており、監査等委員である取締役を含めるものとしております。取締役の指名や報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客觀性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として設置しております。

最近事業年度において当社は指名・報酬委員会を2回開催しており、取締役の報酬等に関する基本方針、取締役の選定に関する事項及び取締役の報酬等の内容について検討しております。

なお、最近事業年度における個々の取締役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	開催回数（回）	出席回数（回）
鹿島紘樹	1	1
矢野佑樹	1	1
平中崇文	1	1
正司泰久	1	1
武田定男	2	2

#### (経営会議)

経営会議は、常勤取締役及び全部門長によって構成されております。原則として毎月1回開催しており、各部からの業務遂行状況の情報共有や個別の経営課題、取締役会議題における事前討議等、経営に関する重要事項の協議を行っています。

#### (リスク・コンプライアンス委員会)

リスク・コンプライアンス委員会は、常勤取締役、関連する部門長及び内部監査室によって構成されております。原則として毎月1回開催しており、当社運営に関する全社的・包括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付け、潜在するリスクとその対応についての共有を行っております。

## (会計監査人)

当社は会計監査人設置会社であり、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。

なお、当社の会計監査人は三優監査法人であります。

## (内部監査室)

内部監査担当 2 名は、代表取締役社長の命を受け当社全体を継続的に監査しております。内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、代表取締役及び常勤監査等委員に対して監査結果を報告した上で、被監査部門に改善を指示し、その結果の報告を受けることで、内部統制の維持改善を図っております。

### ③企業統治に関するその他の事項

#### a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムに関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

##### (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社の取締役・従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「経営方針」を制定し、当社の取締役・従業員はこれを遵守します。
- 「取締役会規程」、「就業規則」を始めとする社内規程を制定し、取締役・従業員はこれを遵守し、健全な企業経営を目指し経営理念の実現に向け活動します。
- 取締役会は、法令・定款及び「取締役会規程」に定めた重要事項の決定を行うとともに、取締役の業務執行について報告を受け、法令及び定款に適合しているかを監督します。
- 不正行為、違法行為等に関する通報窓口として、社内・社外の内部通報窓口を設置し、法令違反や規程違反等に関して早期発見できる体制を構築しております。
- 当社の取締役・従業員の職務執行の適正性を確保するため、当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、内部監査室担当を 2 名選任しており、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施します。また、内部監査担当は必要に応じて監査等委員、会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。

##### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会議事録その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理します。
- 文書管理部署の管理部は、当社の取締役からの閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供します。

##### (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社の経営に重大な損失を与える可能性のある事象について、「リスク・コンプライアンス基本規程」に基づき、リスクの管理を行います。また、毎月 1 回リスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスクの種類ごとの対応状況を確認します。
- 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。

##### (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 定例取締役会を毎月 1 回開催する他、機動的な意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
- 「職務権限規程」に規定された事項、その他経営上の重要な課題事項、契約の締結・見直しのために、経営会議を毎月 1 回開催し、経営に関する重要事項の審議・決定を効率的に行う体制を整えております。
- 日常の職務において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。

##### (e) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- 監査等委員会が業務を補助すべき補助使用者を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務を補助するため、補助使用者を設置します。
- 監査等委員会は、補助使用者の権限、属する組織、人事評価、人事異動等に関する監査等委員会の同意権等の明確化を図り、補助使用者の業務執行者からの独立性の確保に努めております。

##### (f) 役職員が監査等委員に報告するための体制、その他監査等委員への報告に関する体制

- 役職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知

ったときには、速やかに監査等委員に報告することとしております。

- ・監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて役職員に説明を求めること及び必要な書類の閲覧を行うことができることとしております。

(g) その他監査等委員の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- ・監査等委員は、代表取締役社長、常勤取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- ・監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の支払い又は前払い等の請求をしたときは、当該費用又は債務を処理することとしております。

(h) 反社会的勢力排除のための体制

- ・「反社会的勢力対策規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の役職員に対し周知徹底しております。
- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応するものとします。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスクを適切に管理し、法令を遵守することを目的として「リスク・コンプライアンス基本規程」を制定し、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し運用しております。リスク・コンプライアンス委員会においては、コンプライアンスに関わる事案の共有及び再発防止策の精査等、全社的なコンプライアンス上の議題について協議しております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

d. 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

e. 取締役の選任要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定めております。

f. 取締役会において決議できる株主総会決議事項

(取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除出来る旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に發揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、取締役会の決議によることができる旨を定款に定めております。

(中間配当)

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年5月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性 8名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	鹿島 紘樹	1978年11月2日生	2007年4月 木本興産株式会社 入社 2010年3月 株式会社ラシアス取締役 就任 2010年5月 かしま整骨院 開業 2015年1月 株式会社トライアス（現当社） 設立 当社代表取締役社長 就任（現任） 2019年2月 株式会社AIDAMA 設立 同社代表取締役 就任	(注) 2	592,500
常務取締役	矢野 佑樹	1985年12月26日生	2009年4月 有限責任 あづさ監査法人 入所 2013年2月 公認会計士登録 2017年1月 ダイキン工業株式会社 入社 2018年3月 矢野会計事務所 開設 2018年11月 中小企業診断士登録 2021年1月 株式会社フロンティアホールディングス取締役 就任 2023年11月 当社管理部門管掌取締役 就任 2024年4月 当社経理部部長 2025年2月 当社管理部門管掌常務取締役 就任（現任）	(注) 2	—
取締役	大下 雅之	1978年5月19日生	2011年5月 かしま整骨院 入職 2012年12月 株式会社ラシアス 入社 2015年1月 株式会社トライアス（現当社） 入社 2017年5月 当社取締役 就任 2021年4月 当社スクール事業部部長 2022年4月 当社管理部部長 2022年12月 当社事業部門管掌取締役 就任 2025年5月 当社事業推進部門管掌取締役 兼 事業推進部部長（現任）	(注) 2	—
取締役	森山 瑛司	1994年5月21日生	2017年10月 大阪市消防局 入局 2018年10月 株式会社Edeyans 入社 2019年10月 同社オペレーション事業部部長 2020年10月 同社事業管理本部マネージャー 2022年6月 当社入社 事業部 フィットネス運営課課長 2022年12月 当社事業部事業開発課課長 2023年6月 当社事業部部長 2024年3月 当社事業推進部部長 2025年5月 当社事業部門管掌取締役 兼 事業部部長（現任）	(注) 3	—
取締役	中山 寛	1977年1月14日生	2002年4月 兵庫医科大学整形外科学教室 入局 2012年4月 兵庫医科大学整形外科学教室 助教 2014年9月 ドイツチュービンゲン大学留学 2019年4月 兵庫医科大学整形外科学教室 講師 2021年1月 株式会社HYプランニング 設立 代表取締役 就任（現任） 2024年4月 兵庫医科大学整形外科学教室 准教授（現任） 2025年2月 当社社外取締役 就任 2025年8月 当社取締役 就任（現任）	(注) 2	—
取締役 (常勤監査等委員)	正司 泰久	1965年7月22日生	1989年4月 ファーストファイナンス株式会社 入社 1992年1月 株式会社リクルートフロムエー 出向 1997年10月 朝日監査法人（現有限責任 あづさ監査法人） 入所 2001年6月 公認会計士登録 2024年2月 当社社外取締役（常勤監査等委員） 就任（現任）	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	武田 定男	1953年3月7日生	1977年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 2004年12月 株式会社IPO&IRパートナーズ（現株式会社IPO&ASSETパートナーズ） 設立 同社代表取締役 就任（現任） 2008年7月 株式会社ピンポイント 設立 同社代表取締役 就任 2009年4月 株式会社健康保険支払基金 設立 同社代表取締役 就任 2017年6月 株式会社オーウェル社外取締役 就任 2018年3月 株式会社ADVASA社外取締役 就任 2019年2月 合同会社NYTインベストメント代表社員 就任 2019年4月 株式会社ADVASA取締役 就任 2020年1月 同社代表取締役 就任 2020年11月 合同会社NYTインベストメント業務執行社員 就任（現任） 2021年1月 株式会社ADVASA取締役 就任 2021年12月 当社社外取締役 就任 2023年6月 株式会社Revo Energy取締役 就任（現任） 2023年11月 株式会社CTIA Capital代表取締役 就任（現任） 2024年2月 当社社外取締役（監査等委員） 就任（現任） 2025年7月 サンヨーリアルティ株式会社 監査役 就任（現任）	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	角谷 俊輔	1983年7月17日生	2013年12月 弁護士登録 2013年12月 弁護士法人関西法律特許事務所 入所 2022年7月 同事務所パートナー就任（現任） 2025年2月 当社社外取締役（監査等委員） 就任（現任）	(注) 5	—
計					592,500

- （注） 1. 取締役 正司泰久氏、武田定男氏、角谷俊輔氏は、社外取締役であります。  
 2. 2025年2月27日開催の定時株主総会終結の時から2025年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
 3. 2025年4月30日開催の臨時株主総会終結の時から2025年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
 4. 2024年2月28日開催の定時株主総会終結の時から2025年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
 5. 2025年2月27日開催の定時株主総会終結の時から2025年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

## ②社外役員の状況

当社の社外取締役は3名（うち監査等委員である社外取締役は3名）であります。

監査等委員である社外取締役の正司泰久氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当該専門的見地と広い知識・経験を生かし経営監督機能及び役割を果たすことが期待できると判断しております。なお、同氏との間に、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の武田定男氏は、金融業界での豊富な経験と知識を有しており、また、事業会社における豊富な経営経験を活かし、経営監督機能及び役割を果たすことが期待できると判断しています。なお、同氏との間に、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の角谷俊輔氏は、弁護士として企業法務に精通しており、当該専門的見地と広い知識・経験を活かし、経営監督機能及び役割を果たすことが期待できると判断しています。なお、同氏との間に、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準として東京証券取引所が定める判断基準を参考にし、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

③社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月開催している取締役会に出席し、内部統制システムの整備、運用状況及びコンプライアンスの状況について、適宜質問や意見交換を行う等、連携を図ることとしております。

監査等委員である社外取締役は、毎月開催している監査等委員会にて監査の状況についての情報交換を図るとともに、内部監査室及び会計監査人と定期的に面談の機会を持ち、相互に情報共有を図っております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

当社は、2024年2月28日開催の定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行しました。

監査等委員会は、常勤監査等委員1名（社外監査等委員）及び非常勤監査等委員2名（社外監査等委員2名）で構成されております。法令又は定款に定められた事項の他、監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行います。また、監査計画に基づき監査を実施し、内部監査部門及び会計監査人との連携により全般的な監査を実施しております。

各監査等委員の状況及び最近事業年度に開催した監査等委員会への出席率は以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
正司 泰久	10回	10回
山口 要介	10回	9回
武田 定男	10回	10回

常勤監査等委員は、監査計画に沿って、取締役会に出席する他、経営会議やリスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等の閲覧を行っております。また、各部門からの情報収集、内部監査室との十分な連携を行い、その結果について監査等委員会において社外監査等委員へ情報を提供し、協議・検証することで監査の実効性を高めております。社外監査等委員は、それぞれの専門領域における知識と経験を活かし常勤監査等委員に対し助言を行い、必要に応じて常勤監査等委員の分担業務に参画して監査業務の拡充を図っております。

なお、監査等委員会設置会社へ移行する以前の最近事業年度における監査役協議会の各監査役の状況及び最近事業年度に開催した監査役協議会への出席率は以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小倉 奈穂	3回	3回
山口 要介	3回	3回

②内部監査の状況

内部監査については、代表取締役社長直轄の内部監査室2名により、内部統制の適切性や有効性等に関し、「内部監査規程」に基づき監査を実施しております。内部監査は、年間監査計画に基づきすべての事業部門を対象とし、少なくとも年1回は行うこととしております。内部監査の結果については内部監査報告書として取りまとめられ、代表取締役及び常勤監査等委員に提出され、その後、改善指示書が被監査部門長に対して回付されます。改善指示書を受け取った被監査部門長は、直ちに具体的な対策を検討・実施し、改善状況報告書を作成し、内部監査責任者に提出します。その後、内部監査室は、フォローアップ監査を実施し、改善状況について監査を実施します。この他、内部監査室は、内部監査の結果を取締役会に直接報告を行う仕組みはありませんが、半期に一度、内部監査報告会にて、常勤取締役に対して内部監査結果を報告しております。

また、内部監査室は、監査等委員及び会計監査人と監査計画、監査結果等に関する意見交換を定期的に行い、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 繼続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

鳥居 陽

米崎 直人

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 2名

e. 監査法人の選定方針と理由

三優監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制・監査に関する品質管理基準等の報告を受け、監査法人の品質管理体制、監査チーム体制（独立性・専門性・監査計画）、監査報酬の内容・水準の観点から総合的に評価しております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく 報酬（千円）	非監査業務に基づく 報酬（千円）	監査証明業務に基づく 報酬（千円）	非監査業務に基づく 報酬（千円）
16,200	—	16,800	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数について、当社の規模・業界の特性等を勘案して、監査等委員会において監査報酬額の見積りの妥当性を検討し、会計監査人の監査報酬等につき、事前に監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠などを確認し、会計監査人の報酬等について同意しております。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は株主総会において定められた報酬限度内において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別の報酬額については指名・報酬委員会の助言・提言を受け、個々の地位及び職責、当社の業績、従業員の給与水準や他社水準等を考慮して総合的に検討し、代表取締役社長が決定しております。監査等委員である取締役の個別の報酬額については個々の職務等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

当社の役員の報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2025年8月27日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は30,000千円以内）と決議いただいているます。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名（うち社外取締役は0名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年2月28日開催の第9回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいているます。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外の監査等委員である取締役は3名）です。

##### ②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)	45,450	45,450	—	—	4
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	9,600	9,600	—	—	7

- (注) 1. 当社は2024年2月28日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。上記には、同株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 上記支給人員には、無報酬の役員は含まれておりません。

##### ③役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

##### ④使用者兼務役員の使用者分給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

#### (5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2)当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (3)当社の第3四半期会計期間（2025年6月1日から2025年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（2024年12月1日から2025年8月31日まで）に係る四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1)当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（2022年12月1日から2023年11月30日まで）及び当事業年度（2023年12月1日から2024年11月30日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。
- (2)当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日まで）に係る中間財務諸表について、三優監査法人による期中レビューを受けております。
- (3)当社は、第3四半期会計期間（2025年6月1日から2025年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（2024年12月1日から2025年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による期中レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 貢献度を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに参加する等、積極的に情報収集を行っております。

## 1 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	464,737	816,384
売掛金	127,248	164,571
商品	10,862	27,135
貯蔵品	507	560
前渡金	9,767	7,653
前払費用	31,828	46,757
その他	5,622	—
貸倒引当金	△722	△396
流動資産合計	<b>649,852</b>	<b>1,062,666</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備（純額）	432,137	486,980
工具、器具及び備品（純額）	13,233	17,534
リース資産（純額）	10,593	8,394
建設仮勘定	—	30,827
有形固定資産合計	<b>※1 455,963</b>	<b>※1 543,736</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウエア	—	716
ソフトウエア仮勘定	1,650	—
無形固定資産合計	<b>1,650</b>	<b>716</b>
<b>投資その他の資産</b>		
出資金	50	55
長期前払費用	15,942	29,115
差入保証金	145,901	184,352
破産更生債権等	2,794	3,107
貸倒引当金	△2,794	△3,107
投資その他の資産合計	<b>161,894</b>	<b>213,522</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>619,508</b>	<b>757,975</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,269,360</b>	<b>1,820,642</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	65,800	15,700
1年内返済予定の長期借入金	52,776	112,584
リース債務	2,069	2,155
未払金	108,972	189,011
未払費用	38,676	71,178
未払法人税等	4,759	46,018
未払消費税等	44,941	48,193
契約負債	231,282	357,019
預り金	2,814	14,587
その他	8	3
<b>流動負債合計</b>	<b>552,100</b>	<b>856,451</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	252,128	443,569
リース債務	8,519	6,364
資産除去債務	110,198	151,769
繰延税金負債	15,590	11,620
その他	898	654
<b>固定負債合計</b>	<b>387,335</b>	<b>613,976</b>
<b>負債合計</b>	<b>939,435</b>	<b>1,470,427</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>100,000</b>	<b>48,000</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>190,000</b>	<b>190,000</b>
<b>その他資本剰余金</b>	<b>6,709</b>	<b>58,709</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>196,709</b>	<b>248,709</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>33,215</b>	<b>77,504</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>33,215</b>	<b>77,504</b>
<b>自己株式</b>	<b>—</b>	<b>△24,000</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>329,925</b>	<b>350,214</b>
<b>純資産合計</b>	<b>329,925</b>	<b>350,214</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,269,360</b>	<b>1,820,642</b>

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2025年5月31日)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び預金	586,993
売掛金	257,240
商品	17,851
貯蔵品	817
前渡金	20,594
前払費用	41,759
その他	634
貸倒引当金	$\triangle 457$
<b>流動資産合計</b>	<b>925,434</b>
<b>固定資産</b>	
<b>有形固定資産</b>	
建物附属設備（純額）	526,620
工具、器具及び備品（純額）	17,929
リース資産（純額）	7,294
建設仮勘定	1,870
<b>有形固定資産合計</b>	<b>553,714</b>
<b>無形固定資産</b>	
ソフトウエア	979
ソフトウエア仮勘定	$\underline{1,100}$
<b>無形固定資産合計</b>	<b>2,079</b>
<b>投資その他の資産</b>	
出資金	55
長期前払費用	26,079
差入保証金	189,447
繰延税金資産	29,440
破産更生債権等	3,083
貸倒引当金	$\triangle 3,083$
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>245,021</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>800,815</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,726,250</b>

(単位：千円)

当中間会計期間  
(2025年5月31日)

## 負債の部

## 流動負債

短期借入金	15,700
1年内返済予定の長期借入金	100,260
リース債務	2,199
未払金	167,072
未払費用	61,603
未払法人税等	24,600
未払消費税等	34,038
契約負債	284,150
預り金	18,854
流動負債合計	<u>708,479</u>

## 固定負債

長期借入金	398,282
リース債務	5,253
資産除去債務	163,361
その他	531
固定負債合計	<u>567,428</u>

## 負債合計

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	48,000
資本剰余金	248,709
利益剰余金	177,632
自己株式	△24,000
株主資本合計	<u>450,342</u>

## 純資産合計

## 負債純資産合計

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
売上高	※1 1,768,094	※1 2,454,420
売上原価	1,145,138	1,546,619
売上総利益	622,956	907,801
販売費及び一般管理費	※2 545,040	※2 794,879
営業利益	77,916	112,922
営業外収益		
受取利息	3	41
受取配当金	1	1
出店協力金収入	4,000	—
助成金収入	—	1,560
ポイント収入額	1,401	1,254
キャッシュバック収入	428	1,277
その他	576	486
営業外収益合計	6,410	4,620
営業外費用		
支払利息	3,157	6,227
株式交付費	737	—
支払保証料	578	739
その他	178	730
営業外費用合計	4,651	7,696
経常利益	79,674	109,845
特別損失		
固定資産除却損	—	※3 2,814
減損損失	—	※4 20,687
特別損失合計	—	23,501
税引前当期純利益	79,674	86,344
法人税、住民税及び事業税	4,759	46,024
法人税等調整額	41,699	△3,970
法人税等合計	46,458	42,054
当期純利益	33,215	44,289

## 【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)		当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)			
区分	注記番号	金額(千円)		構成比(%)	金額(千円)		構成比(%)
I 商品売上原価	※	商品期首棚卸高	18,512	4.0	10,862		
当期商品仕入高		39,632			74,730		
合計		58,145			85,592		
他勘定振替高		1,691			3,401		
商品期末棚卸高		10,862	45,590		27,135	55,055	3.6
II 労務費			673,790			894,916	57.9
III 経費							
地代家賃		201,223			273,442		
消耗品費		53,200			62,060		
減価償却費		42,533			73,786		
外注費		32,539			42,152		
その他		96,260	425,757	37.2	145,206	596,647	38.6
合計			1,145,138	100.0		1,546,619	100.0

(注) ※他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
福利厚生費	1,149	2,258
販売促進費	542	1,142
計	1,691	3,401

## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5月31日)	
売上高	1,348,551
売上原価	844,663
売上総利益	503,888
販売費及び一般管理費	※ 418,764
営業利益	85,124
営業外収益	
受取利息	364
助成金収入	1,243
ポイント収入額	2,318
その他	30
営業外収益合計	3,956
営業外費用	
支払利息	3,799
その他	1,430
営業外費用合計	5,229
経常利益	83,850
税引前中間純利益	83,850
法人税、住民税及び事業税	24,783
法人税等調整額	△41,060
法人税等合計	△16,277
中間純利益	100,128

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	93,000	90,000	—	90,000	△86,290	△86,290	—	96,709	96,709	
当期変動額										
新株の発行	99,999	99,999		99,999				199,999	199,999	
減資	△93,000		93,000	93,000				—	—	
欠損填補			△86,290	△86,290	86,290	86,290		—	—	
当期純利益					33,215	33,215		33,215	33,215	
当期変動額合計	6,999	99,999	6,709	106,709	119,505	119,505	—	233,215	233,215	
当期末残高	100,000	190,000	6,709	196,709	33,215	33,215	—	329,925	329,925	

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	100,000	190,000	6,709	196,709	33,215	33,215	—	329,925	329,925	
当期変動額										
減資	△52,000		52,000	52,000				—	—	
当期純利益					44,289	44,289		44,289	44,289	
自己株式の取得							△24,000	△24,000	△24,000	
当期変動額合計	△52,000	—	52,000	52,000	44,289	44,289	△24,000	20,289	20,289	
当期末残高	48,000	190,000	58,709	248,709	77,504	77,504	△24,000	350,214	350,214	

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	79,674	86,344
減価償却費	44,252	76,420
減損損失	—	20,687
固定資産除却損	—	2,814
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,062	△12
受取利息及び受取配当金	△4	△42
支払利息	3,157	6,227
株式交付費	737	—
売上債権の増減額（△は増加）	△41,789	△37,323
棚卸資産の増減額（△は増加）	7,395	△16,326
未払金の増減額（△は減少）	20,889	67,617
契約負債の増減額（△は減少）	46,864	125,736
預り金の増減額（△は減少）	△1,051	11,772
未払消費税等の増減額（△は減少）	15,661	3,251
その他	△914	12,579
小計	<u>175,935</u>	<u>359,748</u>
利息及び配当金の受取額	4	42
利息の支払額	△3,244	△6,359
法人税等の支払額	△3,404	△4,765
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△145,036	△130,778
無形固定資産の取得による支出	△1,650	△1,146
差入保証金の差入による支出	△42,439	△41,090
差入保証金の回収による収入	120	923
その他	—	△5
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<u>△189,006</u>	<u>△172,097</u>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（△は減少）	65,800	△50,100
長期借入れによる収入	50,000	400,000
長期借入金の返済による支出	△38,886	△148,751
リース債務の返済による支出	△1,324	△2,069
株式の発行による収入	199,262	—
自己株式の取得による支出	—	△24,000
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<u>274,851</u>	<u>175,079</u>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	255,135	351,647
現金及び現金同等物の期首残高	209,601	464,737
現金及び現金同等物の期末残高	※1 464,737	※1 816,384

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間  
(自 2024年12月 1 日  
至 2025年 5月31日)

## 営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前中間純利益	83,850
減価償却費	38,379
貸倒引当金の増減額（△は減少）	37
受取利息及び受取配当金	△364
支払利息	3,799
売上債権の増減額（△は増加）	△92,668
棚卸資産の増減額（△は増加）	9,027
契約負債の増減額（△は減少）	△72,868
未払金の増減額（△は減少）	3,129
預り金の増減額（△は減少）	4,267
未払消費税等の増減額（△は減少）	△14,154
その他	△14,874
小計	△52,439
利息及び配当金の受取額	364
利息の支払額	△3,767
法人税等の支払額	△46,201
営業活動によるキャッシュ・フロー	△102,044

## 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△62,107
無形固定資産の取得による支出	△1,467
差入保証金の差入による支出	△5,094
投資活動によるキャッシュ・フロー	△68,669

## 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入れによる収入	90,000
長期借入金の返済による支出	△147,611
リース債務の返済による支出	△1,066
財務活動によるキャッシュ・フロー	△58,677
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△229,391
現金及び現金同等物の期首残高	816,384
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 586,993

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品…………最終仕入原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～8年

##### (2)無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

リース資産 5～8年

#### 3. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

##### (1)サービス売上

当社の運営するパーソナルトレーニングジム及びパーソナルトレーナー養成スクールでは、顧客に対するトレーニングやレッスン（授業）を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

##### (2)物販売上

当社は、顧客のトレーニングやダイエットをサポートするためのプロテインやサプリメント等を店舗やインターネットを通じて販売しております。これらの物品販売については、顧客に対して商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、インターネットを通じての販売については、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

#### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品…………最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～8年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

リース資産 5～8年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1)サービス売上

当社の運営するパーソナルトレーニングジム及びパーソナルトレーナー養成スクールでは、顧客に対するトレーニングやレッスン（授業）を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(2)物販売上

当社は、顧客のトレーニングやダイエットをサポートするためのプロテインやサプリメント等を店舗やインターネットを通じて販売しております。これらの物品販売については、顧客に対して商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、インターネットを通じての販売については、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)

固定資産の減損

(1)当事業年度の財務諸表に計上した額

有形固定資産 455,963千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①減損の兆候の判断と金額の算出方法

当社は、パーソナルトレーニングジムを全国に展開しており、原則として各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候があると認められる店舗については、該当する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要となった場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は「使用価値」により決定しております。

「使用価値」は、各店舗の事業計画を基礎として検討しており、各店舗の売上高及び営業利益の予測は、当事業年度末時点及び翌事業年度以降の経営環境等を総合的に考慮して見積もっております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

「使用価値」の見積りに用いた主要な仮定は、売上高及び広告宣伝費の発生予定額であります。過年度の実績を踏まえ、翌事業年度以降の顧客獲得施策に伴う影響を加味して算定しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定について、将来の経営環境の悪化等により、顧客の獲得が計画通りに推移しなかった場合や、広告宣伝効率が計画に比して著しく不効率となった場合には、翌事業年度の財務諸表において、減損損失が計上される可能性があります。

当事業年度(自2023年12月 1 日 至2024年11月30日)

固定資産の減損

(1)当事業年度の財務諸表に計上した額

有形固定資産 543,736千円

減損損失 20,687千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①減損の兆候の判断と金額の算出方法

当社は、パーソナルトレーニングジムを全国に展開しており、原則として各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候があると認められる店舗については、該当する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要となった場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は「使用価値」により決定しております。

「使用価値」は、各店舗の事業計画を基礎として検討しており、各店舗の売上高及び営業利益の予測は、当事業年度末時点及び翌事業年度以降の経営環境等を総合的に考慮して見積もっております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

「使用価値」の見積りに用いた主要な仮定は、売上高及び広告宣伝費の発生予定額であります。過年度の実績を踏まえ、翌事業年度以降の顧客獲得施策に伴う影響を加味して算定しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定について、将来の経営環境の悪化等により、顧客の獲得が計画通りに推移しなかった場合や、広告宣伝効率が計画に比して著しく不効率となった場合には、翌事業年度の財務諸表において、減損損失が計上される可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年11月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

## ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)	94,939千円	191,414千円

## 2 保証債務

顧客の信販会社が行っている個人向けローンに係る債務残高に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
個人顧客のローンに対する保証	6,931千円	1,303千円

## (損益計算書関係)

## ※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54.1%、当事業年度56.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45.9%、当事業年度43.2%であります。  
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
広告宣伝費	294,943千円	451,443千円
支払手数料	82,618	113,469
給料手当	57,793	78,160
減価償却費	1,718	2,634
貸倒引当金繰入額	2,345	894

## ※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
ソフトウェア仮勘定	一千円	1,875千円
建物附属設備	—	939
計	—	2,814

※4 減損損失

前事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
店舗	東京都、神奈川県 (2店舗)	建物附属設備	20,165
		工具、器具及び備品	521
		合計	20,687

当社は、原則として各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。継続的に営業損失を計上し、収益性が低下している店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを4.7%の割引率で割引き、算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式（注）1	700,000	—	25,000	675,000
A種優先株式（注）1、2	88,496	189,491	—	277,987
A1種優先株式（注）1	—	12,500	—	12,500
合計	788,496	201,991	25,000	965,487

(注) 1. 株式転換により、普通株式が25,000株減少し、A種優先株式が12,500株及びA1種優先株式が12,500株、それぞれ増加しております。

2. 第三者割当増資により、A種優先株が176,991株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 第2回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

#### 4. 配当に関する事項

##### (1)配当金支払額

該当事項はありません。

##### (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	675,000	—	—	675,000
A種優先株式	277,987	—	—	277,987
A1種優先株式	12,500	—	—	12,500
合計	965,487	—	—	965,487

#### 2. 自己株式に関する事項

2024年7月30日開催の株主総会決議に基づき、自己株式20,000株の取得を行いました。

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	—	20,000	—	20,000

#### 3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 第3回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

#### 4. 配当に関する事項

##### (1)配当金支払額

該当事項はありません。

##### (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
現金及び預金勘定	464,737千円	816,384千円

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月 30 日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月 30 日)
現金及び現金同等物	464,737千円	816,384千円

## 2 重要な非資金取引の内容

### 重要な資産除去債務の計上額

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月 30 日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月 30 日)
重要な資産除去債務の計上額	43,425千円	42,938千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 2022年12月 1 日 至 2023年11月 30 日)

(借主側)

#### 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### ① リース資産の内容

各店舗に設置するAED (自動体外式除細動器)等であります。

##### ② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

#### 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位 : 千円)

	当事業年度 (2023年11月 30 日)
1年内	623
1年超	3,899
合計	4,522

当事業年度(自 2023年12月 1 日 至 2024年11月 30 日)

(借主側)

#### 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### ① リース資産の内容

各店舗に設置するAED (自動体外式除細動器)等であります。

##### ② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

#### 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位 : 千円)

	当事業年度 (2024年11月 30 日)
1年内	653
1年超	3,495
合計	4,148

(金融商品関係)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に基づく設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。資金運用については、安全性の高い金融資産で運用するものとし、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、営業債務については、流動性リスクに晒されています。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で7年8か月後であります。金銭債務については、資金調達に係る流動性リスクが存在しております。このうち、一部については、変動金利であることから金利変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(顧客の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、顧客ごとに残高及び期日管理を行うとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

差入保証金については、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの低減を図っております。

② 流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク(金利の変動リスク)の管理

支払利息の変動リスクを抑制するため、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	145,901	138,681	△7,219
資産計	145,901	138,681	△7,219
長期借入金(*2)	304,904	300,128	△4,775
負債計	304,904	300,128	△4,775

(\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」、「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 長期借入金には、「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

### (注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	464,737	—	—	—
売掛金	127,248	—	—	—
差入保証金	315	122	145,464	—
合計	592,300	122	145,464	—

### 2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	65,800	—	—	—	—	—
長期借入金	52,776	52,776	48,022	26,469	22,440	102,421
合計	118,576	52,776	48,022	26,469	22,440	102,421

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	138,681	—	138,681
資産計	—	138,681	—	138,681
長期借入金	—	300,128	—	300,128
負債計	—	300,128	—	300,128

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、対象の将来キャッシュ・フローが発生すると予想される期間ごとに区分を行い、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。レベル2の時価に分類しております。

##### 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に基づく設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。資金運用については、安全性の高い金融資産で運用するものとし、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、営業債務については、流動性リスクに晒されています。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で9年8か月後であります。金銭債務については、資金調達に係る流動性リスクが存在しております。このうち、一部については、変動金利であることから金利変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(顧客の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、顧客ごとに残高及び期日管理を行うとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

差入保証金については、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの低減を図っております。

② 流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク(金利の変動リスク)の管理

支払利息の変動リスクを抑制するため、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	184,352	171,622	△12,729
資産計	184,352	171,622	△12,729
長期借入金(*2)	556,153	551,003	△5,149
負債計	556,153	551,003	△5,149

(\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」、「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 長期借入金には、「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

### (注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	816,384	—	—	—
売掛金	164,571	—	—	—
差入保証金	437	2,000	181,915	—
合計	981,393	2,000	181,915	—

### 2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	15,700	—	—	—	—	—
長期借入金	112,584	107,830	64,254	52,452	38,537	180,496
合計	128,284	107,830	64,254	52,452	38,537	180,496

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	171,622	—	171,622
資産計	—	171,622	—	171,622
長期借入金	—	551,003	—	551,003
負債計	—	551,003	—	551,003

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、対象の将来キャッシュ・フローが発生すると予想される期間ごとに区分を行い、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。レベル2の時価に分類しております。

##### 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

## 1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 14名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 68,600株	普通株式 6,000株
付与日	2021年12月1日	2022年12月1日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者(社外協力者を除く)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は当社取締役会の承認を要するものとする。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	①新株予約権の割当てを受けた者(社外協力者を除く)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は当社取締役会の承認を要するものとする。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2023年11月18日 至 2031年11月17日	自 2024年11月30日 至 2032年11月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2023年11月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	66,600	—
付与	—	6,000
失効	3,000	—
権利確定	—	—
未確定残	63,600	6,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	800	1,130
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しております。当社株式の評価方法は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）等により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1)当事業年度末における本源的価値の合計額 25,860千円

(2)当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
—千円

当事業年度（自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 14名	当社従業員 2名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 68,600株	普通株式 6,000株	普通株式 10,000株
付与日	2021年12月 1 日	2022年12月 1 日	2024年 3月 1 日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者(社外協力者を除く)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は当社取締役会の承認を要するものとする。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	①新株予約権の割当てを受けた者(社外協力者を除く)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は当社取締役会の承認を要するものとする。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	①新株予約権の割当てを受けた者(社外協力者を除く)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は当社取締役会の承認を要するものとする。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2023年11月18日 至 2031年11月17日	自 2024年11月30日 至 2032年11月29日	自 2026年 3月 1 日 至 2034年 2月 28日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年11月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	63,600	6,000	—
付与	—	—	10,000
失効	11,300	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	52,300	6,000	10,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	800	1,130	1,200
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しております。当社株式の評価方法は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）等により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |                                                  |          |
|--------------------------------------------------|----------|
| (1)当事業年度末における本源的価値の合計額                           | 23,299千円 |
| (2)当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円      |

(税効果会計関係)

前事業年度（2023年11月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		前事業年度 (2023年11月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）2		5,651千円
貸倒引当金		1,180〃
未払費用		5,394〃
未払金		1,661〃
資産除去債務		37,008〃
その他		2,938〃
繰延税金資産小計		<u>53,835〃</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2		—〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△38,188〃
評価性引当額小計（注）1		<u>△38,188〃</u>
繰延税金資産合計		<u>15,646〃</u>
繰延税金負債		
資産除却費用		△31,237〃
繰延税金負債合計		<u>△31,237〃</u>
繰延税金資産（△は負債）の純額		<u>△15,590〃</u>

(注) 1 評価性引当額の変動の主な内容は、資産除去債務が増加したことによるものです。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	5,651	5,651
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	5,651	(※2) 5,651

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金5,651千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産5,651千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

		前事業年度 (2023年11月30日)
法定実効税率		33.58%
(調整)		
住民税均等割		5.97
評価性引当額の増減		18.79
その他		△0.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率		<u>58.31</u>

当事業年度（2024年11月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年11月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,706千円
貸倒引当金	1,194 " "
未払費用	12,267 " "
未払金	1,637 " "
資産除去債務	51,728 " "
減損損失	7,051 " "
その他	2,783 " "
繰延税金資産小計	<u>80,368 " "</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△51,092 " "</u>
評価性引当額小計（注）	<u>△51,092 " "</u>
繰延税金資産合計	<u>29,276 " "</u>
繰延税金負債	
資産除却費用	△40,896 " "
繰延税金負債合計	<u>△40,896 " "</u>
繰延税金資産（△は負債）の純額	<u>△11,620 " "</u>

（注）評価性引当額の変動の主な内容は、資産除去債務が増加したことによるものです。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2024年11月30日)
法定実効税率	34.08%
（調整）	
賃上げ促進税制による税額控除	△8.08
住民税均等割	8.42
評価性引当額の増減	14.29
その他	0.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>48.71</u>

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2022年12月 1 日 至 2023年11月 30 日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗及び事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から普通賃貸借契約の場合は主に取得から10年、定期賃貸借契約の場合はその契約期間とし、割引率は△0.09%～0.95%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月 30 日)	
期首残高	66,690千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	43,425
時の経過による調整額	82
資産除去債務の履行による減少額	—
期末残高	110,198

当事業年度（自 2023年12月 1 日 至 2024年11月 30 日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗及び事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から普通賃貸借契約の場合は主に取得から10年、定期賃貸借契約の場合はその契約期間とし、割引率は△0.09%～1.07%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月 30 日)	
期首残高	110,198千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	42,938
時の経過による調整額	528
資産除去債務の履行による減少額	△1,896
期末残高	151,769

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はフィットネス関連事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
パーソナルトレーニング収入	1, 569, 997千円	2, 224, 700千円
スクール収入	76, 920千円	71, 722千円
物販収入	113, 295千円	142, 032千円
その他	7, 880千円	15, 964千円
顧客との契約から生じる収益	1, 768, 094千円	2, 454, 420千円
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	1, 768, 094千円	2, 454, 420千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前事業年度(自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債(期首残高)	184, 417千円
契約負債(期末残高)	231, 282千円

契約負債は、主に、トレーニングやレッスン(授業)などのサービスを顧客に提供した時点において収益を認識するものであり、当社の履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において認識された収益の額のうち期首時点の契約負債残高に含まれていた額は、184, 417千円であります。また、当事業年度において、契約負債が46, 865千円増加した主な理由は、新規出店による顧客の増加によるものであります。なお、過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるため、残存履行義務に配分した取引価格を記載しておりません。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

当事業年度(自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債(期首残高)	231, 282千円
契約負債(期末残高)	357, 019千円

契約負債は、主に、トレーニングやレッスン(授業)などのサービスを顧客に提供した時点において収益を認識するものであり、当社の履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において認識された収益の額のうち期首時点の契約負債残高に含まれていた額は、231, 282千円であります。また、当事業年度において、契約負債が125, 736千円増加した主な理由は、新規出店による顧客の増加によるものであります。なお、過去の期間に充足した履行義務から、当事業年

度に認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるため、残存履行義務に配分した取引価格を記載しておりません。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日）

当社は、フィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております

当事業年度（自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日）

当社は、フィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものが存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものが存在しないため、記載を省略しております。

**【関連当事者情報】**

前事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	サファイア第一号投資事業有限責任組合	東京都中央区	11,250	投資業	(被所有) 直接 27.5	第三者割当増資の引受	第三者割当増資（注）	199,999	—	—

(注) 当社が行った第三者割当増資（A種優先株式）を1株につき1,130円で引き受けたものであります。なお、第三者割当増資の発行条件は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）により第三者機関が算定した価格に基づき決定しております。

(イ) 貢務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	鹿島 紘樹	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 61.4	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証（注）1	219,348	—	—

(注) 1. 当社は、銀行借入について、代表取締役鹿島紘樹より債務保証を受けております。銀行借入の被債務保証の取引金額については、期末借入金残高を記載しており、保証料の支払は行っておりません。なお、当該債務被保証は、2025年5月に解消しております。

2. 当社は、賃貸契約について、代表取締役鹿島紘樹より債務保証を受けております。取引金額には、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	鹿島 紘樹	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 62.7	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証（注）1	372,549	—	—

(注) 1. 当社は、銀行借入について、代表取締役鹿島紘樹より債務保証を受けております。銀行借入の被債務保証の取引金額については、期末借入金残高を記載しており、保証料の支払は行っておりません。なお、当該債務被保証は、2025年5月に解消しております。

2. 当社は、賃貸契約について、代表取締役鹿島紘樹より債務保証を受けております。取引金額には、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

## (1 株当たり情報)

前事業年度(自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)

	当事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)
1 株当たり純資産額	341. 72円
1 株当たり当期純利益	34. 88円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場で

あり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 2025年 8月 22日付で、A種優先株主及びA 1 種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA 1 種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA 1 種優先株式 1 株につき普通株式 1 株を交付しております。

また自己株式となるA種優先株式及びA 1 種優先株式の全てについて、2025年 8月 22日開催の取締役会決議により同日付で消却しておりますが、当事業年度の期首に当該株式転換が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益を算定しております。

なお、当社は、2025年 8月 27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

3. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)
当期純利益 (千円)	33, 215
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	33, 215
普通株式の期中平均株式数 (株)	952, 395
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第 1 回新株予約権63, 600個 第 2 回新株予約権6, 000個 なお、新株予約権の概要是「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
1株当たり純資産額	370.41円
1株当たり当期純利益	46.13円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
- また自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しておりますが、前事業年度の期首に当該株式転換が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- なお、当社は、2025年8月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
当期純利益(千円)	44,289
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	44,289
普通株式の期中平均株式数(株)	960,186
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権52,300個 第2回新株予約権6,000個 第3回新株予約権10,000個 なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

(重要な資本金の減少及び欠損補填)

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、資本金の額の減少及び剩余金の振替について、2024年2月28日開催の定時株主総会に付議することを決議し、同定時株主総会において承認されました。

(1) 資本金の額の減少及び剩余金の振替を行う目的

今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

(2) 資本金の額の減少の内訳

減少する資本金の額

資本金100,000千円のうち52,000千円(減少後の額 48,000千円)

(3) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少させて、その他資本剰余金に振り替えます。

(4) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程

①取締役会決議日 2024年2月14日

②定時株主総会決議日 2024年2月28日

③効力発生日 2024年5月1日

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は2024年2月28日開催の取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき、取締役1名に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することについて決議しました。

なお、詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

当事業年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

(優先株式の取得及び自己株式（優先株式）の消却)

当社は、2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数

A種優先株式 277,987株

A1種優先株式 12,500株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 290,487株

(3) 交付後の発行済普通株式数 965,487株

(4) 消却の効力発生日

2025年8月22日

**【注記事項】**

(中間貸借対照表関係)  
該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間  
(自 2024年12月1日  
至 2025年5月31日)

広告宣伝費	235,458千円
-------	-----------

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

当中間会計期間  
(自 2024年12月1日  
至 2025年5月31日)

現金及び預金勘定	586,993千円
現金及び現金同等物	586,993

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

1. 配当金支払額  
該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当中間会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

当社は、フィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分散した情報

当社は、フィットネス関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
パーソナルトレーニング収入	1,212,618千円
スクール収入	37,144千円
物販収入	80,593千円
その他	18,194千円
顧客との契約から生じる収益	1,348,551千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,348,551千円

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5月31日)
1 株当たり中間純利益	105円90銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	100, 128
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	100, 128
普通株式の期中平均株式数(株)	945, 487
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかつた 潜在株式で、前事業年度末から重要な変動が あったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり  
期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 2025年 8月 22日付で、A種優先株主及び A 1 種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、  
全ての A 種優先株式及び A 1 種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該 A 種優先株式及び A 1 種優  
先株式 1 株につき普通株式 1 株を交付しております。

また自己株式となる A 種優先株式及び A 1 種優先株式の全てについて、2025年 8 月 22 日開催の取締役会決議  
により同日付で消却しておりますが、当中間会計期間の期首に当該株式転換が行われたと仮定して、1 株  
当たり中間純利益を算定しております。

なお、当社は、2025年 8 月 27 日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の  
定めを廃止しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び自己株式(優先株式)の消却)

当社は、2025年 8 月 22 日付で、A 種優先株主及び A 1 種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたこ  
とにより、全ての A 種優先株式及び A 1 種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該 A 種優先株式及  
び A 1 種優先株式 1 株につき普通株式 1 株を交付しております。また、自己株式となる A 種優先株式及び A 1  
種優先株式の全てについて、2025年 8 月 22 日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数

A 種優先株式 277, 987 株  
A 1 種優先株式 12, 500 株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 290, 487 株

(3) 交付後の発行済普通株式数 965, 487 株

(4) 消却の効力発生日

2025年 8 月 22 日

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	513,063	137,710	1,890	648,883	161,903	61,425 (20,165)	486,980
工具、器具及び備品	25,648	17,601	—	43,249	25,714	12,778 (521)	17,534
リース資産	12,191	—	—	12,191	3,796	2,198	8,394
建設仮勘定	—	30,827	—	30,827	—	—	30,827
有形固定資産計	550,903	186,138	1,890	735,151	191,414	76,402 (20,687)	543,736
無形固定資産							
ソフトウェア	—	734	—	734	18	18	716
ソフトウェア仮勘定	1,650	412	2,062	—	—	—	—
無形固定資産計	1,650	1,146	2,062	734	18	18	716
長期前払費用	26,553	23,730	5,467	44,816	15,701	7,214	29,115

(注) 1. 建物附属設備の当期増加額は、主として出店に伴う内部造作であります。

2. 工具、器具及び備品の当期増加額は、主として出店に伴う器具購入であります。

3. 建設仮勘定の増加は、主に建物附属設備の取得によるものであります。

4. 「当期償却額」欄の( )は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	65,800	15,700	1.57	—
1年以内に返済予定の長期借入金	52,776	112,584	1.14	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,069	2,155	3.90	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	252,128	443,569	1.14	2025年～2034年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	8,519	6,364	3.90	2025年～2030年
合計	381,292	580,372	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	107,830	64,254	52,452	38,537
リース債務	2,245	2,338	1,247	425

**【引当金明細表】**

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,516	1,559	997	573	3,504

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、回収による戻入額であります。

**【資産除去債務明細表】**

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

**(2) 【主な資産及び負債の内容】**

**① 流動資産**

**イ. 現金及び預金**

区分	金額 (千円)
現金	125
預金	
普通預金	816,259
小計	816,259
合計	816,384

**ロ. 売掛金**

**相手先別内訳**

相手先	金額 (千円)
P A Y株式会社	103,468
ユーシーカード株式会社	24,219
株式会社ジェーシービー	23,176
株式会社リクルート	6,672
一般顧客（個人）	2,782
その他	4,251
合計	164,571

**売掛金の発生及び回収並びに滞留状況**

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間 (日)
					$\frac{(A) + (D)}{2}$
127,248	2,697,579	2,660,256	164,571	94.2	19.8

ハ. 商品

品目	金額（千円）
プロテイン	26,921
その他	214
合計	27,135

ニ. 貯蔵品

区分	金額（千円）
駐車券	308
教科書	252
合計	560

ホ. 差入保証金

区分	金額（千円）
興亜株式会社	18,995
株式会社F P G リアルエステート	13,236
日本リート投資法人	8,480
東神開発株式会社	8,094
その他	135,547
合計	184,352

② 流動負債

イ. 未払金

相手先	金額（千円）
従業員	69,056
フリー株式会社	43,762
ミヤケインダストリー株式会社	11,880
リノべる株式会社	11,110
R E H A T C H 株式会社	7,554
その他	45,648
合計	189,011

ロ. 契約負債

相手先	金額（千円）
一般顧客（個人）	243,978
P A Y 株式会社	112,466
リコーリース株式会社	549
ユーシーカード株式会社	24
合計	357,019

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2025年10月15日開催の取締役会において承認された第11期第3四半期会計期間（2025年6月1日から2025年8月31日まで）及び第11期第3四半期累計期間（2024年12月1日から2025年8月31日まで）の四半期財務諸表は次のとおりであります。

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2025年8月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	575,193
売掛金	322,136
商品	36,012
貯蔵品	699
前渡金	10,477
前払費用	41,933
その他	721
貸倒引当金	△900
流動資産合計	986,273
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備（純額）	527,576
工具、器具及び備品（純額）	17,053
リース資産（純額）	6,745
有形固定資産合計	551,374
無形固定資産	
ソフトウエア	924
ソフトウエア仮勘定	1,320
無形固定資産合計	2,244
投資その他の資産	
出資金	55
長期前払費用	25,365
差入保証金	190,074
繰延税金資産	44,820
破産更生債権等	3,016
貸倒引当金	△3,016
投資その他の資産合計	260,316
固定資産合計	813,934
資産合計	1,800,208

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2025年8月31日)

## 負債の部

## 流動負債

買掛金	10,671
1年内返済予定の長期借入金	100,260
リース債務	2,222
未払金	185,700
未払費用	47,232
未払法人税等	22,864
未払消費税等	39,236
契約負債	313,003
預り金	18,465
賞与引当金	12,737
流動負債合計	752,394

## 固定負債

長期借入金	373,217
リース債務	4,688
資産除去債務	163,564
その他	470
固定負債合計	541,940

## 負債合計

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	48,000
資本剰余金	248,709
利益剰余金	233,162
自己株式	△24,000
株主資本合計	505,872

## 純資産合計

## 負債純資産合計

(2) 四半期損益計算書  
(第3四半期累計期間)

(単位：千円)

当第3四半期累計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年8月31日)	
売上高	2,127,326
売上原価	1,296,373
売上総利益	830,953
販売費及び一般管理費	678,851
営業利益	152,101
営業外収益	
受取利息	884
受取配当金	1
助成金収入	1,243
ポイント収入額	2,529
その他	90
営業外収益合計	4,750
営業外費用	
支払利息	5,625
その他	1,548
営業外費用合計	7,174
経常利益	149,677
税引前四半期純利益	149,677
法人税、住民税及び事業税	50,460
法人税等調整額	△56,440
法人税等合計	△5,980
四半期純利益	155,658

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年8月31日)	
減価償却費	58,226千円

(セグメント情報等の注記)

[セグメント情報]

当社は、フィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(追加情報)

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり四半期純利益	164円63銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	155,658
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	155,658
普通株式の期中平均株式数(株)	945,487
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。

また自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しておりますが、当事業年度の期首に当該株式転換が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益を算定しております。

なお、当社は、2025年8月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL <a href="https://fitcrew.co.jp/">https://fitcrew.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定であります。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## **第7 【提出会社の参考情報】**

### **1 【提出会社の親会社等の情報】**

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### **2 【その他の参考情報】**

該当事項はありません。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

### **第三部【特別情報】**

#### **第1【連動子会社の最近の財務諸表】**

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年12月15日	三菱UFJキャピタル8号投資事業有限責任組合無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	Social Entrepreneur 3投資事業有限責任組合 無限責任組合員 PE&HR株式会社 代表取締役 山本 亮二郎	東京都千代田区麹町一丁目12番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 12,500	14,125,000 (1,130)	所有者の意向による
2023年2月24日	—	—	—	Social Entrepreneur 3投資事業有限責任組合 無限責任組合員 PE&HR株式会社 代表取締役 山本 亮二郎	東京都千代田区麹町一丁目12番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 △12,500 A種優先株式 12,500	—	普通株式の A種優先株式への転換 (注) 5
2023年2月24日	—	—	—	株式会社ベルパーク 代表取締役 西川 猛	東京都千代田区平河町一丁目4番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 △12,500 A1種優先株式 12,500	—	普通株式の A1種優先株式への転換 (注) 5
2024年8月26日	渡辺淳志	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社ファイットクルー 代表取締役社長 鹿島 紘樹	大阪市西区靱本町一丁目13番9号	提出会社	普通株式 20,000	24,000,000 (1,200)	所有者の意向による
2025年8月22日	—	—	—	サファイア第一号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 サファイアキャピタル株式会社 代表取締役社長 山田 泰生	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 265,487 A種優先株式 △265,487	—	A種優先株式の普通株式への転換 (注) 6
2025年8月22日	—	—	—	Social Entrepreneur 3投資事業有限責任組合 無限責任組合員 PE&HR株式会社 代表取締役 山本 亮二郎	東京都千代田区麹町一丁目12番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 12,500 A種優先株式 △12,500	—	A種優先株式の普通株式への転換 (注) 6
2025年8月22日	—	—	—	株式会社ベルパーク 代表取締役 西川 猛	東京都千代田区平河町一丁目4番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 12,500 A1種優先株式 △12,500	—	A1種優先株式の普通株式への転換 (注) 6

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2022年12月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡

(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができますとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
  - (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社
4. 移動価格は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）及び類似会社批准方式により算出した価格を基礎として、譲渡人と譲受人の協議により決定しております。
5. 2023年2月24日開催の定時株主総会の決議により、同日付で普通株式の一部をA種優先株式及びA1種優先株式に転換しております。
6. 2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①
発行年月日	2022年12月28日	2022年12月1日
種類	A種優先株式 (注) 4	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	176,991株	普通株式 6,000株
発行価格	1,130円 (注) 3	1,130円 (注) 3
資本組入額	565円	565円
発行価額の総額	199,999,830円	6,780,000円
資本組入額の総額	99,999,915円	3,390,000円
発行方法	有償第三者割当	2022年11月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権②
発行年月日	2024年3月1日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 10,000株
発行価格	1,200円 (注) 3
資本組入額	600円
発行価額の総額	12,000,000円
資本組入額の総額	6,000,000円
発行方法	2024年2月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株

予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年11月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）及び類似会社比準方式により算出した価格を基礎として、決定しております。
4. 2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき1,130円	1株につき1,200円
行使期間	自 2024年11月30日 至 2032年11月29日	自 2026年3月1日 至 2034年2月28日
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

## 2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
サファイア第一号投資事業有限責 任組合 無限責任組合員 サファイ アキャピタル株式会社 代表取締役社長 山田 泰生 資本金 11百万円	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号	投資事業組合	176,991	199,999,830 (1,130)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
森山 瑛司	—	会社役員	3,000	3,390,000 (1,130)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 1. 森山瑛司氏は、2025年4月30日付で取締役に選任され、2025年5月1日付で当社取締役に就任しております。

2. 上記のほか、当社の従業員1名が新株予約権の取得者であり、総数3,000株が割り当てられております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
矢野 佑樹	—	会社役員	10,000	12,000,000 (1,200)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
鹿島 紘樹（注）1、2 サファイア第一号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 サファイアキャピタル株式会社（注）1 Social Entrepreneur 3 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 PE&HR 株式会社（注）1	大阪府茨木市 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 東京都千代田区麹町一丁目12番12号	592,500 265,487 75,000	58.44 26.19 7.40
株式会社ベルバーグ（注）1	東京都千代田区平河町一丁目4番12号	12,500	1.23
大下 雅之（注）3	—	10,500 (10,500)	1.04 (1.04)
—（注）4	—	10,500 (10,500)	1.04 (1.04)
矢野 佑樹（注）3	—	10,000 (10,000)	0.99 (0.99)
武田 定男（注）3	—	7,000 (7,000)	0.69 (0.69)
—（注）4	—	7,000 (7,000)	0.69 (0.69)
森山 瑛司（注）3	—	3,000 (3,000)	0.30 (0.30)
—（注）4	—	3,000 (3,000)	0.30 (0.30)
—（注）4	—	3,000 (3,000)	0.30 (0.30)
—（注）4	—	3,000 (3,000)	0.30 (0.30)
—（注）4	—	3,000 (3,000)	0.30 (0.30)
—（注）4	—	2,000 (2,000)	0.20 (0.20)
—（注）4	—	2,000 (2,000)	0.20 (0.20)
—（注）4	—	1,500 (1,500)	0.15 (0.15)
—（注）4	—	1,400 (1,400)	0.14 (0.14)
—（注）4	—	1,400 (1,400)	0.14 (0.14)
計	—	1,013,787 (68,300)	100.00 (6.74)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）  
 2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）  
 3. 特別利害関係者等（当社の取締役）  
 4. 当社の従業員  
 5. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社フィットクルー  
取締役会御中

三 優 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

鳥居 防  
米崎 直人

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットクルーの2022年12月1日から2023年11月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィットクルーの2023年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違がある

かどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社フィットクルー  
取締役会御中

三 優 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

鳥居 防

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

米崎 直人

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットクルーの2023年12月1日から2024年11月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィットクルーの2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違がある

かどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月31日

株式会社フィットクルー  
取締役会御中

三優監査法人

大阪事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

鳥居 防

公認会計士

米崎 直人

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットクルーの2024年12月1日から2025年11月30日までの第11期事業年度の中間会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィットクルーの2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企

業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月31日

株式会社フィットクルー  
取締役会御中

三優監査法人

大阪事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

鳥居陽  
米崎直人

## 監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットクルーの2024年12月1日から2025年11月30日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間(2025年6月1日から2025年8月31日まで)及び第3四半期累計期間(2024年12月1日から2025年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用すること

が含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上